



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（19）－アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて－
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 55(5), 244-208
Issue Date	2005-01-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15327">https://hdl.handle.net/2115/15327</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	55(5)_p244-208.pdf



# ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳 (19)

— アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて —

石 川 武

## 目 次

凡 例

主要文献略語表

はじめに

ザクセンシュピーゲル・レーン法

巻頭言～6・2	(以上51巻5号)
7・1～13・3	(以上51巻6号)
13・4～19・2	(以上52巻1号)
20・1～24・9	(以上52巻2号)
25・1～26・8	(以上52巻3号)
26・9～32・4	(以上52巻4号)
33・1～38・3	(以上52巻6号)
38・4～42・2	(以上53巻1号)
43・1～47・1	(以上53巻2号)
47・2～52	(以上53巻3号)
53～56・3	(以上54巻3号)
56・4～57・4	(以上54巻4号)
57・5～59・3	(以上54巻5号)
59・4～61・2	(以上54巻6号)
62・1～65・3	(以上55巻1号)
65・4～65・13	(以上55巻2号)

65・14～65・21	(以上55巻3号)
65・22～66・4	(以上55巻4号)
66・5～67・6	(以上本号)
67・7～	(56巻5号以下)

おわりに

66・5<sup>1)</sup> a) いずれの日であれ家臣が彼の主君のために(乗馬の) 鎧を押さえ、<sup>2)</sup> あるいは(レーン法廷で) 判決を発見し (ordel vint)、<sup>3)</sup> c) あるいは贈物(を持参すること)によって、または、(何か) 他の事柄(ないし、他の物を持参すること)によって、<sup>c)・4)</sup> 勤務(ないし、奉仕)する (denet)<sup>5)</sup> 場合、その日には彼(=家臣)は主君の(問責を受ける)ためにレーン法廷に出頭する (to lenrechte stan)<sup>6)</sup> 義務がない。<sup>a)・7)</sup> b) それにもかかわらず、主君は、(同じ) 一つの所領に対する彼の二人の家臣の請求 (ansprake) (=二人の家臣が(同じ) 一つの所領を自分の(占有・支配すべき)ものと主張して争う場合には、それ)<sup>8)</sup> を、たとえ彼等(二人)のうち一方が、あるいは彼等が双方とも、彼(=自分、主君)への勤務(ないし、奉仕)中であって (in sime denste) (=彼(=自分、主君)のために勤務(ないし、奉仕)に従事して) <sup>9)</sup> も、(裁いて) 決定する (besceden)<sup>10)</sup> ことができる。<sup>b)・11)</sup>

AV 2・34<sup>1)</sup> a) 家臣が主君のために(乗馬の) 鎧を押さえ、<sup>12)</sup> あるいは判決を発見し (sententiam invenire)、<sup>13)</sup> あるいは c) (それ以外の) 何らかの仕方 (aliquo)<sup>c)・14)</sup> 勤務する (servit)<sup>15)</sup> 日には、(彼=家臣は) (主君の問責を受けるために) 主君のレーン法廷に出頭することはない(ないし、出頭するに及ばない) (beneficiali iuri non astabit domini)、<sup>16)・a)・17)</sup> d) また、主君が家臣から訴えられた (incusatus fuerit) 時に法(=裁判)を拒絶した (iustitiam renuerit) (場合)、<sup>18)</sup> および、(家臣が) その者(=主君)への勤務中に (in eius servitio)<sup>19)</sup> 何かを失い、彼(=家臣)にそれについて(主君から) 補償がなされていない間、<sup>20)</sup> も同様である。<sup>d)・21)</sup> AV 2・35<sup>1)</sup> b) それにもかかわらず、主君には、ある家臣の他の者(=家臣)に対する訴え (querimonia) (については、それ)<sup>22)</sup> を、たとえ彼等のうち一方が、あるいは(彼等) 双方が彼(=自分、主君)への勤務中 (in eius servitio)<sup>23)</sup> であっても、(裁いて) 決定する (terminare)<sup>24)</sup> ことが

許される。<sup>b)・25)</sup>

- 1) このレーン法66・5は(基本的には)AV 2・34、2・35の两条項に対応しているが、AV 2・34の後段(d-dの件)が削除されている。また、レーン法66・5はすぐ前の66・3と66・4(の一部)を、AV 2・34は(レーン法66・3に対応する)2・33を承けて書かれているが、それらの先行諸条項との関連については、(あらかじめ)前条(=レーン法66・4)、註・11で述べたことを参照されたい。
- 2) ザクセンシュビーゲル・本文冒頭の条項(=ラント法1・1)では、教皇と皇帝(の関係)の問題が扱われているが、その一節に次の件が見られる。「教皇は…所定の時に白馬に騎乗すべきものと定められており、また皇帝は(その際)彼(=教皇)のために鎧を押さえて鞍が動かぬようにしなければならない(とされている)」。本条(=レーン法66・5)(この箇所)によれば、この鎧を押さえる行為は(当然)皇帝の教皇に対する臣従関係(ないし、皇帝は教皇の家臣の地位にあること)を象徴するもの、と解さざるをえないであろう。
- 3) この箇所の *ordel vinden* の語は、AV(註・13の箇所)の *sententiam invenire* に対応しているが、(いずれも)(*folgen = sequi*、つまり「他の家臣が発見(=提案)した判決に賛同する」ことをも含めて)広義に用いられている(と解される)。なお、(こうした意味で)「判決を発見する」ためには、家臣は(当然)レーン法廷に居合わせ(=出廷していなければならないが、この(意味での)「判決の発見」について、すでに前出レーン法4・4(=AV 1・16)(=家臣はまた彼の主君に対し…彼(=主君)のために(その)レーン法廷において(to *lenrechte*)判決を発見する(*ordel vinden*)) (AVでは、「レーン法廷の判決を発見する(*beneficiales sententias invenire*)」——アンダーラインの箇所は、本稿(1)、1828頁の邦訳を改訂したもの)ことによっても、勤務(*denen, servire*)しななければならない)は、それが家臣による主君への勤務の一つ(ないし、一態様)であると明言していたことを想起された上で、次註・4と後註・6で述べることを参照されたい。
- 4) このc-cの件は、AV(註・14まで)の対応箇所では(単に)「(それ以外の)何らかの仕方で」(*aliquo*)となっており、「レーン法」で改訂されて *mit gifte* (=「贈物(を持参すること)によって」)が補足された(と目される)ものである。*mit anderen dingen*の語は、「(他の事柄によって」と読めば)AVの *aliquo* に対応している(とも考えられる)が、上掲・邦訳では(*mit gifte*の語に合わせて)「他の物を持参すること」という補訳を施しておいた。(因みに、ヒルシュは——それをすぐ前の *mit gifte* の延長線上において理解し——「特に(レーン法)4・3、34、46・2に見られる *Heersteuer* (=軍役税、ないし、軍役代納金)の支払いによって」、と註解している——*Hi., S. 170, Anm. 2*)。なお、(その点はいずれにもせよ)、「(主君のために)鎧を押さえる」こと(前註・2を参照)、「(レーン法廷で)判決を発見する」こと(前註・3を参照)(それに、

主君に「軍役税を支払う」ことは、(いずれも)家臣の(主君に対する)「法的義務」であるのに対して、主君に対して「贈物を持参する」ことが家臣の「法的義務」であるとは考えにくい、ということに注意されたい。これに関連して、(後註・5の箇所)の *denen* および(後註・9の箇所)の *denest* の語は、これまで(単に)「勤務する」・「勤務」と訳してきたが、本条の上掲・邦訳ではそれに「ないし、奉仕」という補訳を加えておいた。なお、この *c-c* の件(の改訂ないし補足)については、後註・25で述べることをも参照されたい。

- 5) 前註・4を参照されたい。
- 6) この箇所の *to lenrechte stan* の語については、前出レーン法65・14、註・3を参照されたい。本条の場合、この語はAV(註・16の箇所)の *beneficiali iuri domini astare* に対応しているが、前註・3(AVでは後註・13)の箇所に明らかのように、「判決を発見する」(ためにレーン法廷に参集ないし出廷している)家臣も、この *to lenrechte stan* (AVでは *beneficiali iuri domini astare*) の義務を免れるとされているから、この語が「(判決を発見するために)レーン法廷に出廷する(ないし、している)」ことを含んでいないことは明白であろう。後註・16をも参照されたい。
- 7) ここまでの *a-a* の件が、*c-c* の件の改訂(ないし、補足——前註・4を参照)にもかかわらずAV2・34(註・17まで)の *a-a* の件と(基本的に)同旨であることは、改めて指摘するまでもあるまいが、「レーン法」ではそのあと、AV(2・34)の後段=*d-d*の件がそっくり削除されている。後註・20を参照されたい。
- 8) ここまでの件は、AV(2・35、註・22まで)の対応箇所では、「ある家臣の他の者(=家臣)に対する訴え(*querimonia*)」とされていたものであるが、それが「(同じ)一つの所領に対する彼の二人の家臣の請求(*ansprake*)」と改められたことによって、「レーン法」では主君が家臣の勤務(ないし、奉仕)中に決定しうるケースが(所領の(帰属の)問題に)特定されているだけでなく、——*ansprake*の語を通じて——前出レーン法7・4の(「双方とも *de were* (=所領の占有)を欠く(=具体的には、*wardunge* (=待機権)を封与されていた)二人の家臣が(同じ)一つの所領を自分のものと主張する(*anspraken*)」)ケースとのつながりが(強く)示唆されている。この箇所の補訳の中で(さらに)「(自分の)占有・支配すべき(所領)」と補ったのは、こうした理解のもとづくものである。この理解が誤っていなければ、「レーン法」のこの件で(同じ)一つの所領(の帰属)をめぐる争っている二人の家臣は、いずれも主君によって(問責を受けるべく)召喚されたわけではないから、このケースについては、(ひきつづき述べられているように)、たとえ彼等のうち一方あるいは双方が主君への勤務(ないし、奉仕)中であっても、主君がそれを(裁いて)決定することができる、とされる理由(の少なくとも一つ)はその点にある、と考えることができる。(なお、「レーン法」で補足された前出レーン法7・1からは、もう一つ、*wardunge*を封与された家臣と *gedinge*を封与された家臣が(同じ)一つの所領を自分の(占有・支配すべき)ものと主張して争うケースも問題になりうるが、このケースについても、

一般には(＝一方がすでに所領を「占取」しているのではない限り)、上述したのと同じことが言えるはずである)。以上のことを念頭に置いた上で、本条(＝レーン法66・5)の後続箇所(とそれへの註・9～11)、および、AV(2・35)の対応箇所について後註・22で述べることを、参照されたい。

- 9) この件の(in *sime denste* の) *denest* の語は、AV(2・35)、註・23の箇所(in *eius servitio*)の *servitium* に対応しているが、それについては、前註・5、および、後註・23を参照されたい。
- 10) この箇所の *besceden* の語は、AV(2・35、註・23の箇所)の *terminare* に対応しているが、念のため(誤解のないよう)に一言しておく、(たとえば、前出レーン法26・2(前段)、40・2(註・10の箇所)、後出69・8(末尾)、69・91(末尾)の用例に明らかのように、「主君の一存で決める」という意味ではなく、「(主君がレーン法廷における)裁判を主宰し、その手続を経て決定する」という意味であり、上掲・邦訳で(その前に)「裁いて」という補訳を加えたのはそのためである。後註・24で述べることをも参照されたい。
- 11) ここまでの「レーン法」の後段・b-bの件が、AV 2・35に対応し、それと同旨であることについては、改めて指摘するまでもあるまいが、「レーン法」では、前註・7で述べたように、前段(＝a-aの件)のあとAV 2・34の後段＝d-dの件がそっくり削除されていることに注意された上で、以下のAVの対応条項(2・34と2・35)(についての検討)を参照されたい。
- 12) この箇所の「錠を押さえ(る)」については、前註・2を参照されたい。
- 13) この箇所の *sententiam invenire* の語については、前註・3を参照されたい。
- 14) このc-cの件、ないし、(具体的には) *aliquo* の語については、前註・4、および、後註・21を参照されたい。
- 15) この箇所の *servire* の語については、前註・5を参照されたいが、それに(「レーン法」、註・5の対応箇所とは異なり)「ないし、奉仕」の補訳を加えなかった理由については、後註・25を参照されたい。
- 16) この箇所の *beneficiali iuri domini astare* の語は、「レーン法」(前註・6の箇所)の *to lenrechte stan* に対応している。なお、Text Iの *Glossar* (S. 125)は、*astare* の語を(単に)“*beiwohnen*”と訳しているが、J. E. NIERMEYER, *Mediae Latinitatis Lexicon Minus*, S. 23, Art. *adstare* によると、この語は(より明確に)“*ester en justice*”の意味で用いられる。以上のことを念頭に置いた上で、後読のd-dの件について後註・18～(特に)21で述べることを参照されたい。
- 17) ここまでのAV 2・34(全体)については、前註・7を参照されたい。
- 18) ここまでの件の原文(*dominus etiam iustitiam renuerit, cum ab homine incusatus fuerit*)は、前出AV 1・18(＝レーン法4・5)(b-bの件)のそれ(*Dominus, si suo homini iustitiam renuerit, cum ab eo incusatus fuerit...*)と(実質的には)同じ(と考える)ものであるが、同条(＝1・18)ではそのあと、「その間(＝主君が家臣に対して法を拒絶して

いる間)は、(家臣は)主君への勤務を拒むことができ(るし)、またその者(=主君)のレーン法廷に参加しな(くてもよ)いことになる(beneficiali iuri eius non interesit)」「アンダーラインの箇所は、本稿(1)、1826~1827の邦訳を補正したもの——以下同様)、と述べており、これに対応するレーン法4・5のb-bの件では、この箇所は、「その間、彼(=家臣)は彼(=主君)のために勤務することも、またレーン法廷(の審理)に協力する(lenrechtes plegen)ことも要しない」、となっている。ひきつづき次註・19~後註・21を参照されたい。

- 19) この箇所の in eius servitio の語は、後出(註・23の箇所)のそれと同じものであるが、後者は「レーン法」(註・9の箇所)の in sime denste に対応している。後註・23のほか、ひきつづき次註・20を参照されたい。
- 20) ここまでの件の原文 (quamdium aliquid perdidit in eius servitio, de quo sibi desit restauratio) は、前出 AV 1・17 (同じくレーン法4・5のa-aの件に対応)のそれ (Si quis...aliquid perdidit in eius servitio, ... (中略) quamdium non habuerit rectam rationem sui domini) と (実質的に) 同じ(と考える)ものであるが、後者の原文ではその中間(=中略)とした箇所に、「その間、(家臣は)義務として、主君のレーン法廷に参加する (eius beneficiali interesse iuri) ことも、また(主君のために)何らかの勤務をする (servire aliquid) ことも要しない」、という一文がはさまれており、同条に対応するレーン法4・5のa-aの件では、同旨のことが、「(家臣は)その間は、彼の主君のために勤務する (denen) (義務も)、またレーン法廷(の審理)に協力する (lenrechtes plegen) 義務もない」、と言われている。ひきつづき次註・21を参照されたい。
- 21) ここまでのd-dの件は、前註・11でも指摘したように、「レーン法」ではそっくり削除されている。なぜそれは削除され(なければならなかつ)たのであろうか。

その理由としてまず考えられる(ないし、考えなければならぬ)のは、このd-dの件は(前註・18と20で述べたことから明らかなように)前出 AV 1・18、1・17で述べられていたことを繰り返したものにすぎず、「レーン法」でもそれと同旨のことは(それら両条項に対応する)前出レーン法4・5で述べられているから、著者(アイケ)はこのレーン法66・5を記述する際にそれを(わざわざ)繰り返すまでもないと考えた、ということであろう。

しかし、こうした理解には次のような(致命的な)疑問が残る。この AV 2・34 (d-dの件)で扱われている二つのケース(=主君による法の拒絶、および、補償の懈怠)においては、すぐ前(前註・16まで)の件に述べられているように、家臣が beneficiali iuri demim astare (する)に及ばない、とされているのに対して、前出 AV 1・18と1・17では、前註・18と20で述べたように、(家臣が主君に対して勤務するに及ばない、ということと並んで)、beneficiali iuri eius (=domini) interesse (する)に及ばない、とされていて、(この2・34と同じ事案を扱っているにもかかわらず)、その帰結が異なっているのではないか、という疑問がそれである。これらの箇所は、(この AV 2・34に対応する)レーン法66・5では(前註・6で述べたように)to

lenrechte stan (する) に及ばない、とされているのに対して、(AV 1・18と1・17に対応する) 前出レーン法 4・5 では、(前註・18と20で述べたように)、(いずれも) lenrechtes plegen (する) に及ばない、となっており、この lenrechtes plegen の語は、(石川「ラント法とレーン法」、1620～1622頁で検討しておいたように)、—— 主君の(問責を受ける) ために「レーン法廷に出頭する」(to lenrechte stan) ことは含まない、とまでは言い切れないにしても ——、(「主君のために勤務する」ことと並んで姿を見せる) レーン法 4・5 の用例が(少なくとも、主に)「レーン法廷(に参集してその審理)に協力する」ことを指していることは確実であり、AV (1・18と1・17) の対応箇所では —— 本条 (AV 1・34、註・16の箇所の) astare ではなく —— (beneficiali iuribus) interesse の語が用いられている。これらの事実は上述の疑問をさらに裏づけられるであろう。

以上に述べたことによって、「レーン法」で AV の (この) d-d の件が削除されたのは、(単に) 前出レーン法 4・5 との重複を避けたかったからではなく、(むしろ) 同条のケースが(必ずしも) 本条における家臣の免責事由に当たらない(ないし、その中の一つに挙げるのにふさわしくない) と考えられたからではないのか、という推定に導かれることになる。さらにこの (d-d の件) の削除によって、「レーン法」(66・5) における (問責されるべき) 家臣の出頭義務を免除する事由が、「主君のための勤務(ないし、奉仕)」にしばられ、(AV 1・35に対応する) 本条・後段とのつながりが (AV とくらべて) より鮮明になっていることにも注意されて、次註・22以下の訳註における検討、特に後註・25で述べる私見をも参照されたい。

- 22) ここまでの件 (=「ある家臣の他の者に対する訴え(querimonia)」) は、「レーン法」の前註・8までに対応しているが、(同註で述べたように)「レーン法」では「(同じ) 一つ所領に対する彼の二人の家臣の請求(ansprake)」と改訂されている。この改訂によって、AV で(ひろく)「訴え」とされていたものが、「レーン法」では所領(の帰属を)めぐる係争に特定されていることは言うまでもないが、そのことに関連して次のことに注意しておきたい。すなわち、AV では、(ある家臣が他の家臣に対して起こす)「訴え」の内容が特定されていないため、文言上、たとえば後出 AV 2・51 (=レーン法68・4) で述べられているように、ある家臣の(他の家臣に対する)「訴え」にもとづき、主君が訴えられた家臣を「問責」するケース(が明示的には除外されず、それ)をも含むものになっている。これに対して、(querimonia の語を ansprake に改めた)「レーン法」では、問題が所領(の帰属)をめぐると二人の家臣間の係争に特定された結果、(前註・6でも指摘しておいたように)、これら二人の家臣は(いずれも)主君による問責の対象にはなっていない、ということが明確になり、したがって、主君がこのケースについては —— 彼等が勤務(ないし、奉仕)中であっても —— (載いて) 決定することができる、とされる理由が、すんなり理解できるものになっている。—— 以上のことがそれである。ひきつづき次註以下における検討を参照されたい。

- 23) この箇所の *in eius servitio* の語は、前註・19の箇所(および、前註・18と20に引用した前出 AV 1・18と1・17)におけるそれと同じものであるが、「レーン法」(註・9の箇所)の *in sime denste* に対応している。なお、(AV 2・34, 2・35の上掲・邦訳において、(註・15の箇所の) *servire*、および、(註・19と本註の箇所の *servitium* の語に)——レーン法66・5の(註・5の箇所の) *denen* や(註・9の箇所の) *denest* の場合とは異なり——「ないし、奉仕」という補訳を加えなかった理由についても)、後註・25を参照されたい。
- 24) この箇所の *terminare* の語は、「レーン法」(註・10の箇所)の *besceden* に対応しているが、同じ用例は前出 AV 1・99 (=レーン法40・2、註・3の箇所)、1・100 (=同上、註・10の箇所——なお、その邦訳、本文および註・10における「発見」を「決定」に改めておきたい)、後出 AV 2・61 (末尾) (=レーン法69・6)、2・64 (=69・7) などに見られる。(なお、前出レーン法40・1 = AV 1・98・b、註・9でこの語について述べた私見には再考を要する点があるが、ここではそのことを指摘するにとどめる)。
- 25) この AV 2・34、2・35の両条項と、それをもとにして書かれた(と目される)レーン法66・5とを、以上の検討にもとづき——特に前註・4、21、22で指摘した両者の差異に着目しながら——比較してみると、次のことがはっきりするのではないか。

両者は、いずれも、まず家臣が(特に)主君への勤務中は(主君から問責を受けるため)レーン法廷に出頭するに及ばない、とした上で、二人の家臣(仲間)同士の係争については、たとえその一方または双方が主君への勤務中であっても、主君がそれを(裁いて)決定できる、ということ(をいわばその「例外」として)述べている。

しかし、(問責されるべき)家臣のレーン法廷への不出頭を免責する事由として、AV では、(c-cの件で)二つの主君への(具体的な)勤務(の態様と、「その他の仕方での勤務」)を挙げたあと、さらに(d-dの件で)主君の責にもとづく(しかも、果たして家臣の不出頭を免責する事由に当たるかどうか定かでない)二つのケースを付け加えているだけでなく、主君が(「例外」として家臣が彼への勤務中であっても)決定することのできるケースについて(家臣の「問責」につながりかねない「訴え」(*querimonia*)の語を用いている。このため AV のテキストは、主君への勤務が家臣の不出頭を免責する(ことになる)のはなぜか、またそれは家臣の不出頭を免責する事由の中でどれだけの比重をもつのか、さらに(ないし、特に)主君はなぜ家臣が彼への勤務中であってもその「訴え」を決定することができるのか、(少なくとも)容易に(は)理解することができないだけでなく、(もっぱら主君による家臣の問責の問題を扱ってきた)先行諸条項とのつながりについても必ずしもなめらかと言えない点を残すものになっている。

これに対して「レーン法」では、まず前段(a-aの件)で(c-cの件に)「贈物によって」という(家臣の「法的義務」には属さず、したがって)家臣の「自発的奉仕」

(と考えられるもの)が補足され、AVのd-dの件がそっくり削除された上で、さらに後段(b-bの件)で、AVの(ある家臣の他の者に対する)「訴え」が(一つの所領に対する二人の家臣の)「請求」に改められている。こうした改訂によって、「レーン法」のテキストでは、この条項(=レーン法66・5)の主題が家臣の(レーン法廷への)不出頭を免責する事由としての家臣による主君への勤務(ないし、奉仕)であることが、AV(の対応条項)におけるよりも(はるかに)鮮明になっているだけでなく、(本条で)家臣による主君への勤務(ないし、奉仕)が(問責されるべき)家臣の不出頭を免責する事由とされているのは、(その家臣の(レーン法廷への)出頭義務と、主君に対する(たとえば、レーン法廷で判決を発見するなどの)勤務義務との軽重の問題ではなくて)、(むしろ)問責されるべき家臣が主君への勤務(ないし、奉仕)のために主君の前に姿を現している限り、(その機会をとらえて彼を問責する手続に入らなくても)、その家臣は所定の裁判期日には(当然)レーン法廷に出頭して来るはず、という期待にもとづいている、と推定することも可能になるのではないか。

なお、以上の所論によって、上掲・邦訳で、「レーン法」の *denen*・*denest* の語だけに「ないし、奉仕」という補訳を加え、AVの *servire*・*servitium* の方は(これまで通り、単に)「勤務(する)」と訳した理由は自ずから明らかであろう。(ただし、本条・b-bの件で、二人の家臣間の係争が例外とされている理由について、特に「レーン法」のテキストに関しては、(前註・8で述べたように)、その係争が所領(の帰属)をめぐる問題に特定されている(可能性が大きい)ので、その係争の帰属いかんによっては(二人の)家臣のレーン法廷における地位・能力が変わる可能性もあり(特に *wardunge* や *gedinge* を封与されていた家臣については、前出レーン法9・1の規定を想起されたい)、両者間の係争の解決がレーン法廷(に参加してその審理)に協力する義務を果たすための先決条件になる場合もありうる、ということをも併せて考える必要があるかも知れない)。

## 285

67・1<sup>1)</sup> a) いずれかの者(=家臣)から主君が所領を判決をもって剥奪し(*verdelet*)、<sup>2)</sup> そして彼(=その家臣)が彼の(=その判決をもって剥奪された)所領を引き戻し(*ut tut*)、<sup>3)</sup> そして(ないし、引き戻した上で)彼(=その家臣)に定められ(彼がそこへ召喚され)(てい)た裁判期日に(*to deme dage, dar eme gededinget is*)<sup>4)</sup> (レーン法廷に)来る(=出頭する)場合、彼(=その家臣)はそこ(=そのレーン法廷)へ、<sup>5)</sup> その主君の家臣である者を除いて、誰をも連れて来てはならない。彼(=その家臣)がそこ(=そのレーン法廷)へ<sup>5)</sup> その主君の家臣でな

い者(たち)を連れて来るならば、彼(=その家臣)は、(連れてきた者の)各々について(それぞれ)別箇に、(主君に対して)罰金を支払わなければならない。<sup>6)・a)・7)</sup>  
<sup>b)</sup>また彼(=その家臣)が主君の前へ来る(ないし、進む)前に、彼(=その家臣)は、(身に帯びている)劔、短刀と拍車、<sup>8)</sup>(緑のある)帽子、頭巾と手袋、(緑のない)帽子、および、すべての武器を始末し(どこかへ置いておか)なければならない。<sup>b)・9)</sup> <sup>c)</sup>その家臣がこれらの事について懈怠する(=あらかじめこれらの物を始末するのを怠る)ならば、彼(=その家臣)はそのゆえに罰金(支払い)の責を負う(weddehaft)ことになる。<sup>c)・10)</sup> <sup>d)</sup>また彼(=その家臣)は、幾人かの人々の意見によれば、<sup>11)</sup>彼(=その身)から指輪と胸甲(=鎧)とすべての鉄(器)も始末す(=どこかへ置いておく)べきである、それに金の指輪と腕輪をも。<sup>d)・12)</sup>

AV 2・36・a<sup>1)</sup> <sup>a)</sup>家臣は、(彼の問責のために)定められたレーン法廷の裁判期日に(ad beneficiale determinatum diem)、主君がそこで裁判集会を開いている(レーン)法廷へ(in curiam, in quam dominus placitat)<sup>13)・14)</sup>来よう(=出頭しよう)とする場合、(その)主君の家臣でない者は誰をも連れて来てはならない。それと言うのは、もし(家臣が)そのことをなす(ないし、なした)(=主君の家臣でない者を連れて来た)ならば、(家臣は)(それらの者の)各々について主君に罰金を支払うか、<sup>15)</sup>あるいは、それらの者を導き入れたことについて(雪冤)宣誓によって(彼等は主君の家臣でないという)嫌疑を晴らす(ないし、晴らさなくてはならない)ことになるからである。<sup>16)・a)・17)</sup> AV 2・36・b<sup>1)</sup> <sup>b)</sup>(家臣は)また主君の面前に進む前に、(身に帯びている)劔、短刀と拍車<sup>18)</sup>を始末し(てどこかに置き)、手袋を脱ぐべきであり、<sup>b)</sup> <sup>d)</sup>またあらゆる鉄(器)は(いっさい)もって(=身に着けて)はならない。<sup>d)・19)</sup> <sup>e)</sup>マントは脱いで肩に懸けるか、または完全に始末す(=どこかへ置いておく)べきである。<sup>e)・20)</sup> AV 2・37<sup>1)</sup> <sup>b)</sup>頭はいかなるもの(=帽子)によっても覆うべきでなく、頭布(cappa)を着けてはならないし、また胸甲(=鎧)やそれ以外の武器も(身に着けてはならない)。<sup>b)・21)</sup> AV 2・38<sup>1)</sup> <sup>c)</sup>家臣がそれらのことのいずれかについて懈怠する(ないし、した)ならば、(彼は)主君に罰金を支払うことになる。<sup>c)・22)・23)</sup>

- 1) 本条から、(レーン法廷へ召喚されたにもかかわらず最後まで出頭しなかったため所領を判決をもって剥奪された)家臣が(その所領を引き戻した上で、改めて)裁判期日を定

めてレーン法廷に召喚された場合に、(そうした)家臣がレーン法廷に出頭して主君の問責を受ける手続がついて具体的に述べられる。(その口火を切る)このレーン法67・1は、(基本的には)AV 2・36・a、2・36・b、2・37の3条項に対応しており、後者をもとにして書かれたと考えられるが、後者に(小さいながらも)かなり数多くの改訂を加えていることに注意されたい。

- 2) この *verdelen* の語は、前出レーン法65・20 (=AV 2・28) (註・6の箇所)、65・21 (=2・29) (註・2の箇所)、65・22 (=2・30) (註・2の箇所)にも姿を見せ、(次註・3で述べる *uten* の語のつながりをも併せ考えると)、それを通じて、本条が前出レーン法65・3 (=AV 2・1) から始まる主君による家臣の(問責のための)召喚手続に関する記述を承け、その延長線上にあることを確認することができる。ひきつづき次註・3を参照されたい。
- 3) この *uten* の語は、前出レーン法65・21 (=AV 2・29) (末尾の一文)、66・1 (=2・31) (註・3と6の箇所)、66・2 (=2・32) (註・3の箇所)、66・3 (=2・33) (註・3の箇所)にも姿を見せ、(前註・2で述べた *verdelen* の語のつながりをも併せ考えると、前註・2でも述べておいたように)、それを通じて、本条が(主君による家臣の問責のための召喚手続について述べた)先行諸条項を承け、その延長線にあることを確認することができる。なお、本条に対応するAV 2・36・aの冒頭の一文には、(前註・2までの件を含めて)本註・3までの件に当たる文が見られず、ここまでの文は「レーン法」で補足されたものと考えられるが、この補足(によって生ずる問題)については、後註・14と23で述べることを参照されたい。
- 4) この箇所 (*to dem dage, dar eme gedegedinget is*) の *dach* の語は、前出レーン法66・3 (=AV 2・33) (註・5の箇所、*to deme dage*) の *dach* (AV 2・33、註・10の箇所の *beneficialis dies* に対応)とのつながりから言っても、またAV (2・36・a、註・13までの件)の *beneficialis dies* との対応関係から言っても、(少なくとも直接には)「裁判期日」を指す、と解されるが、ひきつづき次註・5を参照されたい。
- 5) この箇所では、(家臣が来る=出頭するのは) (*dar to* ではなく) *dar in* とされている。さらに、AV (註・13)の対応箇所では、(すぐ前の *ad beneficiale determinatum diem* に加えて) *in curiam, in quem dominus placiat* と言われている。それらの点を考慮して、(補訳に加えたように)、この箇所の *dar in* の語は(少なくとも実質的には)「(レーン)法廷へ」を意味する、と解したものである。(なお、M. LEXER, *Mittelhochdeutsches Handwörterbuch*, Bd, II, Sp. 1385によれば、*tac* (*tag, dach*) の語は、(中世においても)、*tag, auf den eine rechtliche verhandlung anberaumt ist* だけでなく、*die verhandlung selbst* も意味する、という)。後註・13をも参照されたい。
- 6) 因みに、後出レーン法68・8 (=AV 2・53)によれば、家臣がその主君に支払う罰金は、(1件あたり、常に)10ポンド(=200シリング)と定められている。この金額は、(諸侯が国王に支払う罰金(=100ポンド——同上およびラント法3・64・2を参照)とくらべるとその10分の1にすぎないが)、(諸侯を除く)すべての者が国王に支払

う罰金(ラント法3・64・2を参照)と同額であり、諸侯、フライエ・ヘレン、参審自由人に支払われる贖罪金(=30シリング——ラント法3・45・1を参照)や(ラント法上、第5シルトをもつ参審自由人によって構成される裁判所の裁判官である)グラーフに支払われる罰金(=60シリング——ラント法3・64・4を参照)とくらべると、本条に定められている罰金が(特に複数の随伴者について支払われる場合)いかに高額なものであるか、想像がつくであろう。(なお、前出レーン法12・1(=AV1・37)と後出レーン法69・2(=AV2・58)では、(毎年)5シリングの(収益を生む)レーン財(=「定期金ローン」)と半フーフエの耕地が等価とされていること、換言すれば、1フーフエの耕地は(領主である家臣に)毎年10シリングの収益をもたらす、と想定されていた(らしい)こと、をも参照されたい)。さらに、ラント法2・67では、犯罪のゆえに訴えられた者(具体的には、特に参審自由人)は法廷(具体的には、グラーフの裁判集会)に30人以上の者を連れていってはならない、とされているものの、彼等は剣(だけ)は携えることができる、とされていることを念頭に置いて、(本条でこのあとひきつづき述べられること(=問責される家臣、および、その随行者に対するあらゆる武器の携行の禁止)をそれと比較されたい。なお、ここまでの「レーン法」のa-aの件においては、AV(2・36・a)(註・16まで)の末尾の一文が削除されているが、それによって両者の論旨が(実質的に)変わらないことについては、後註・16を参照されたい。

- 7) ここまでの「レーン法」のa-aの件が、前註・3と6で指摘した補足や削除にもかかわらず、(基本的には)AV2・36・aに対応しそれと同旨である、ということについては、改めて指摘するまでもあるまい。(ただし、後註・14と23で述べることを参照されたい)。
- 8) この「拍車」は、言うまでもなく、騎士(身分)を象徴する意味をもっている。
- 9) ここまでの「レーン法」のb-bの件は、AV2・36・bのb-bの件に対応しているが、「(縁のある)帽子、頭巾、(縁のない)帽子」という件は、(実質的には)AV2・37(註・21までの件)で「頭はいかなるものによっても覆うべきでなく、頭布を着けてはならない(し)」とされていたものをここに組み込んだ(と目される)ものであり、また「すべての武器を始末しなければならない」という件は、(同じく)AV2・37で「それ(=胸甲)以外の武器も(身に)着けてはならない」とされていたものが、「レーン法」ではこの箇所に組み込まれたもの、と考えられる。後註・12と21をも参照されたい。
- 10) ここまでの「レーン法」のc-cの件は、AV2・38に対応し、それと同旨のことを述べている。
- 11) この箇所の原文は、(エックハルト版の)Text(S.92)によれば、dorch sumleker(=mancher) lude wanになっているが、(a. a. O. S. 93下欄の)異本やホーマイヤー版のText(Ho., III, S. 268)ではdorch dummer lude(=「愚かな人々の」)wanとなっていて、特に後者のTextでは、この件の見解に対する著者(アイケ)の強い不満ないし批判

が示唆されている。ひきつづき次註・12を参照されたい。

- 12) ここまでの d-d の件に挙げられているもののうち、「鉄(器)」は AV 2・36・b (註・19まで) の d-d の件でも言及されており、それがここに(「指輪」と「胸甲」を補足して)移された(と目される)ものであるが、(最後に挙げられている)「金の指輪と腕輪」は AV の対応(3)条項には見当たらず、「レーン法」で補足された(と目される)ものである。後註・19、21、および(特に)22を参照されたい。
- 13) この箇所 *in curiam, in quam dominus placitat* の件は、原文ではすぐ前の (*Homō venerit ad beneficialem determinatum diem*) にひきつづいて書かれているが、これが「レーン法」(註・4まで)の対応箇所では、(単に) (*he...kumt*) *to deme dage, dar eme degedinget is* と(独)訳されており、文言上、(この箇所の) *in curiam...* に当たる件は省略されている(と見ることもできる)。しかし、(論旨を変えることなく)こうした省略が可能であったとすれば、そのことは(前註・5で述べた)推定を支持する方向に働くであろう。
- 14) ここまでの件は、「レーン法」の註・4までの件に対応しているが、(同註でも指摘しておいたように)、「レーン法」の対応箇所とは異なり、(問責される)家臣について、「(彼から)主君が所領を判決をもって剥奪し(たこと)」、および、「(彼が彼の所領を引き戻し(たこと))」について(直接には)言及されていない。そこで、AV の読者が(主君による家臣の間責手続(一般))について知ろうとして本条(および、後続の関連条項)を読んだ場合、それを次のように理解する可能性が大きいであろう。本条(のここまでの件)でも、「(当該家臣の間責のためにあらかじめ)定められた裁判期日」に言及されているから、本条(および、以下の諸条項)で扱われているのは、「レーン法」で言えば、たとえば前出レーン法19・1で扱われている、家臣(本人)が彼の代言人の言葉を承認しなかった場合のように)、主君がその場に(たまたま)居合わせた家臣の責を問い、家臣がそれに対して(その場で)直ちに応答(・応訴)する場合のことでなく、前出 AV 2・1 (=レーン法65・3)から扱われている、家臣に(あらかじめ)裁判期日を定めて(レーン法廷に)召喚する場合(全体)のことである——つまり、特に AV 2・16 (=レーン法65・15)から扱われている、主君から召喚された家臣が裁判期日に(最後まで)出頭せずに彼から所領が判決をもって剥奪され、家臣が年期(=6週と1年)内に所領を引き戻して、彼に(改めて)裁判期日が定められた上で(レーン法廷に)召喚された場合のことだけを扱ったものではない——という理解がそれである。前註・3で述べたように、これに対して「レーン法」では、対応箇所に(「所領の剥奪」と「所領の引き戻し」についての)補足が加えられて、レーン法65・15(=AV 2・16)~66・3(=2・33)とのつながりが(強調され)明確になっている。しかし、「レーン法」におけるこの補足が(必ずしも)そうしたメリットだけをもっているのではない(つまり、裏から言えば、そのもともとなった AV のこの箇所の記述にも、それなりの(それとは別な)メリットがあった)、ということについては、後註・23で述べることを参照されたい。

- 15) この件の「罰金」については、前註・6で述べたことを参照されたい。
- 16) (註・15のあと)「あるいは…」からここまでの件は、(前註・6までの)「レーン法」には(同註で述べたように)それに当たる文がなく、「レーン法」で削除されたものと考えられる。しかし、AVでは後出2・46でこれと同旨のこと(つまり、主君から問責された家臣が罰金の支払いを拒むためには、(雪冤)宣誓を行って無実を証明しなければならない、ということ)が(繰り返し)述べられており、同条に対応する後出レーン法68・1もこれと同旨のことを述べているから、「レーン法」(67・1)でそれを削除しても、それによる論旨への(実質的)影響は(まず)ない、と考えることができよう。
- 17) 以上のAV2・36・aが、前註・13、14、16で指摘した相違にもかかわらず、(基本的に)「レーン法」(67・1)のa-aの件に対応し、それと同旨であることは明らかであろう。(ただし、後註・23で述べることを参照されたい)。
- 18) この箇所の「拍車」については、前註・8を参照されたい。
- 19) ここまでのAV2・36・bのうち、その前段(b-bの件)が(前註・9で指摘したように)「レーン法」のb-bの件(の一部、註・8までの件)に対応していることは明らかであるが、その後段(d-dの件)は(前註・12で指摘したように)「レーン法」のd-dの件に組み込まれたもの、と考えられる。
- 20) ここまでのe-eの件は、それに対応する文が「レーン法」には見当たらず、後者で削除されたもの、と考えられる。
- 21) 「レーン法」では、ここまでのAV2・37のうち「頭を覆うもの」(=帽子)、「頭布」、  
「それ以外の武器」が(前註・9で述べたように)b-bの件に組み込まれ、「胸甲」だけが(前註・12で述べたように)(文脈を異にする)d-dの件に組み込まれた、と考えられる。前註・9と12、および、次註・22を参照されたい。
- 22) このAV2・38が、「レーン法」(註・10まで)のc-cの件に対応し、それと同旨であることについては、改めて指摘するまでもあるまいが、注意しなければならないのは、「レーン法」ではc-cの件の後にさらにd-dの件がつづいているのに対して、AV2・38は(問責される家臣がしてはならないことと列挙した、2・23・a~2・37)諸条項の最後に位置していることである。換言すれば、AVでは、(主君の前に進み出る時)たとえば(前註・21で触れた)「胸甲」を身に着けた家臣が、(当然)主君に罰金を支払うべきものとされているのに対して、「レーン法」のd-dの件では、(「胸甲」を含めて)そこに挙げられたものを身に着けた家臣が、果たして(c-cの件で述べられているように)(当然)「そのゆえに罰金(支払い)の責を負う」ことになるのか、疑問を残す記述になっている。これは(私見によれば)決して単なる偶然ではなく、(前註・11で指摘した)著者(アイケ)の「幾人かの人々の見解」に対する強い不満ないし批判がそうさせたもの、と解すべきであろう。
- 23) 最後に、前註・3と14で指摘した「レーン法」(67・1)とAV(2・36・a)の間に見られる相違(ないし、前者における後者への補足)について、次のレーン法67・

2 = AV 2・39との関連で(あらかじめ)述べておきたいことがある。

次のレーン法67・2 = AV 2・39では、本条(レーン法67・1 = AV 2・36・a ~ 2・38)で述べられている措置は主君から問責を受けるために召喚されてレーン法廷へ出頭する家臣に対してだけ求められるものである、と明言されており、さらに「レーン法」では、(自分の方から)主君を(ないし、主君に)訴えてレーン法廷に召喚された家臣には妥当しない、という趣旨のことが補足されている。大要以上のような次条の規定からは、本条の規定が適用されるのは、家臣が主君から問責を受けるために召喚されてレーン法廷に出頭する場合に限られる(=レーン法67・2で補足されているように、家臣がレーン法廷に召喚されても、もともと彼が主君に何かを要求(ないし、請求)した場合はもとより、家臣が(問責されるためにではなく、その審理に協力するために)出廷していたレーン法廷(のその場)で(犯した罪過について)問責される場合にも、本条の規定は適用されない)、ということになる(はずである)。

ところが、このレーン法67・1は、前註・3で述べたように、その冒頭に(AV 2・36・aにはなかった)補足を加え、それによって、(前出レーン法65・3以降の)主君が問責のために家臣を召喚する手続を扱った先行諸条項のうち、特に(家臣が3度の裁判期日に召喚されてもレーン法廷に出頭せず所領(の占有権)を判断をもって剥奪され、その所領を引き戻した上で、(改めて)裁判期日を定めて召喚される場合を扱った)前出レーン法65・15~66・3の諸条項とのつながりが強調されている。したがって、それらの諸条項とのつながりにおいて本条(=レーン法67・1)を読む読者は、あるいは(読者が本条だけを読んで次条を読まなければ)本条が——主君から問責を受けるために召喚された家臣(一般)に適用されるのではなく——上述したような(判決をもって剥奪された所領を引き戻した上で、改めてレーン法廷に召喚された)家臣についてだけ適用される、と速断したり、あるいは、(ようやく次条にいたって)主君から問責を受けるために召喚された家臣が定められた裁判期日に(素直に)出頭した場合にも、彼は(本条に定められているように)随行者を制限され、武器や着衣ないし装身具を始末しなければならなかったのか、というように理解することにもなりかねない。(因みに、「レーン法」には、この67・1以外に、主君から問責されるために召喚された家臣がレーン法廷に出頭する場合の随行者や服装について具体的に述べた条項はない)。

こうした誤解は、「レーン法」において(上記の補足により)特に前出65・15~66・3で扱われたケースとのつながりが強調されたために生ずる(ないし、生じうる)ことになったものであり、(単に)家臣が主君から問責されてレーン法廷に出頭する場合について論じている(=家臣の不出頭、彼からの所領の剥奪、彼による所領の引き戻し、彼の(改めての)召喚に触れていない)AV(2・36・a)のテキストについては生ずる余地が(まず)ない、と考えられる。(なお、このレーン法67・1が——前出レーン法65・15~66・3のケースとのつながりの強調にもかかわらず——家臣

が問責を受けるために召喚されてレーン法廷に出頭する場合(一般)についても適用される(と考えなければならない)ことは、そうした場合への限定が、(本条のもとになった、と目される)AV2・36・aに見られないだけでなく、次の(AV2・39をもとにして書かれた)レーン法67・2にも見られない、ということによっても裏づけられるが、その点については、さらに次のことを併せ考えるべきであろう。すなわち、(特に)前出レーン法66・3(=AV2・32)によれば、(レーン法廷への不出頭のゆえに判決をもって所領を剥奪された)家臣は(改めて)裁判期日を定めてレーン法廷に召喚されることになり、彼(=そうした家臣)はそれに応じてレーン法廷に出頭すれば、(主君から問責を受けるために召喚されて素直に出頭した家臣と同じく)、主君による「問責」に服する(ためのスタート・ラインに立つ)ことができ、その裁判期に出頭しなかった場合に限って——再び所領を引き戻すために「1年と1日」の年期を与えられることなしに——直ちに所領についての「すべての権利」が判決をもって剥奪されることになる、(と考えられる)、ということがそれである)。

67・2<sup>1)</sup> a) 以上のことを私が述べる(ないし、述べた)のは、主君が彼の(=主君による)問責のために(*umme sine sculdegunge*)<sup>2)</sup>(裁判期日を定めて)そこ(=レーン法廷)へ召喚した(*gedegedinget hevet*)<sup>3)</sup>者(=家臣)について(だけ)であって、それ以外のいかなる者についても、<sup>b)</sup>(彼等が)こうした屈辱(ないし、蔑み)(*vare*)<sup>4)</sup>を受けるべきである<sup>5)</sup>ということ<sup>b)</sup>はない。<sup>a)・6)</sup> c) 家臣が主君を(ないし、主君に)訴え(*an sprikt*)<sup>7)</sup>そのゆえに(=その訴えを裁くため)(裁判期を定めて)そこ(=主君のレーン法廷)へ召喚される(ないし、された)場合には、しかし、彼(=家臣)は主君に対し、彼(=主君)の他の家臣(たち)の場合と同じように、<sup>8)</sup>いかなる(そうした)屈辱(ないし、蔑み)を(忍ぶこと)も<sup>4)</sup>義務づけられることはない。<sup>c)・9)</sup>

AV2・39<sup>1)</sup> a) 以上のことを私が述べる(ないし、述べた)のは、(他ならぬ)主君によって問責された(ないし、されている)(*incusatus est*)者(=家臣)<sup>10)</sup>また主君の(=主君による)問責のために(*per domini incusationem*)<sup>11)</sup>レーン法廷へ(*ad ius beneficiale*)召喚された(ないし、されている)(*citatus est*)<sup>12)</sup>者(=家臣)についてである(ないし、ついてであって、それ以外の者についてではない)。<sup>a)・13)</sup>

1) このレーン法67・2=AV2・39は、前条(レーン法67・1=AV2・36・a~2・

- 38) を承けて、前条の規定がいかなる場合に適用されるかを述べたものであるが、その点については、あらかじめ前条・最後の註・23で述べたことを参照されたい。
- 2) この箇所の *umme sine sculdegunge* の語——特にそれを(補訳を施したように)「主君による問責」と解したこと——については、AV(註・11)の対応箇所では *per domini incusationem* の語が用いられていることを参照した。この点については、後註・11のほか、前出レーン法65・11(=AV2・16)、註・6をも参照されたい。
- 3) この箇所の *degedingen* の語は、AV(註・12の箇所)の *citare* の語に対応しているが、この語は前条(=レーン法67・1)(註・4の箇所)にも姿を見せ、それによって本条と前条のつながり(=本条が前条を承けて書かれていること)を確認することができるであろう。(なお、本条のこの語について——前条とは異なり——「召喚する」を表に出したのは、それが(AVの) *citare* に対応していることを重視したからであるが、すぐ前の「そこ(へ)」の語に「=レーン法廷」という補訳を施したのも、AV(対応箇所)の *ad ius beneficiale* の語を参照してのことである)。
- 4) この(2)箇所の *vare* の語は、(私見によれば)、前出(AVに対応条項のない)レーン法34でも用いられていたものであり、同条の註・6で述べておいたように、もともと「(訴訟に際して定められた「形式」(ないし、方式)を守らないことに伴う)危険ないし不利(益)」を指す(と解されるものである)。ただし、その邦訳は(同条における「侮蔑」から)「屈辱(ないし、蔑み)」に改めておいた(同条の本文および註・6における邦訳もそのように改めたい)。後註・23で述べることをも参照されたい。
- 5) この箇所、「ドイツ語第3版」(=Ordnung Ic)のテキストでは、*scolen*(=sollen)の語が補足されている。
- 6) ここまでの a-a の件は、AV2・39の対応箇所に(前註・4で述べた) *vare* の語を含む b-b の件が補足されてはいるが、(実質的には)それと同旨のことを述べている。後註・13を参照されたい。
- 7) この *anspreken* の語は、(Text, Glossar der Wortformen, S. 159に拠り、そこで脱落しているレーン法45・3の用例を補って、一わたり検討してみると)、前出レーン法2・4(=AV1・6)、13・3(本稿(2)、2147頁、上から9行目)、26・2、後出74・1では、目的語が *gut* ないし *len*(=所領ないしそれについての(レーンとしての)権利)であるのに対して、前出レーン法45・3とこの67・2では、目的語が *den herren*(=人物)になっている。前出レーン法45・3、註・3でも述べておいたように、エックハルトは本条(=67・2、この箇所)の *anspreken* の語を *verklagen* の意味に解しているが(Text, S. 159 u. 221)、ヒルシュとショットは——それぞれ前出レーン法45・3の関係箇所を、*den herren in anspruch nimt (wegen eines lehns)* (Hi., S. 145)、*gegen den Herrn (wegen eines Lehens) klagt* (Sch., S. 292)と訳した上で——本条のこの件を、*gegen den herrn einen anspruch erhebt* (Hi., S. 171)および *gegen den Herrn Ansprüche geltend macht* (Sch., S. 323)と訳している。また(前出レーン法45・3、註・3では触れていないが)、ホーマイヤーは、Glossarの中で(Ho, III., S.

562) で (同条の用例には触れていないものの) 本条 (=レーン法67・2) の用例について、in Anspruch nehmen, eine Person と註解している。

- 本条 (=レーン法67・2) の場合、この後段 (c-c の件) においては、前段 (a-a の件) を承けて、家臣がレーン法廷において前条 (=レーン法67・1) で述べられているような vare を受けるに及ばない場合を例示している。したがって、家臣が (たとえば、主君が彼の (占有・支配すべき) 所領の授封を拒みまたは他の家臣に封与したりして、あるいは、主君が彼に (当然支払うべき) 補償を拒んだりしたため) 直接に「主君を (相手どって) 訴える」場合も、当然この (箇所の) den herren anspreken に含まれる、と解さなければならぬであろう。しかし、ある家臣が (たとえば、前出レーン法45・3、註・3 で例示しておいたように、ある所領についての gedinge を封与されていたにもかかわらず、その所領を占有・支配していた家臣が息なしに死亡した時、wardunge を封与されていた他の家臣がその所領を (いち早く) 占取したり、あるいは、ある家臣が他の家臣よりも早く wardunge を封与されていたのに、ある所領が主君にとって ledich になった時、それを他の家臣が (いち早く) 占取した場合などに) 主君に対して他の家臣を (そうした不法行為のことで) 訴え、主君がその訴えにもとづいて (その場に居合わせなかった) 他の家臣を (裁判期日を定めて) レーン法廷に召喚する場合は、この den herren anspricht には含まれないのだろうか。エックハルトやショットの den Herrn verklagen ないし gegen den Herrn klagt という訳に私が同調できないのは、そうした理解では以上のような疑問が残るからである。上掲・邦訳でこの語を「主君を訴え」と訳した上で「主君に (訴え)」という補訳を施したのは、この語が以上に述べたケースをすべて含む (ないし、含むうる) という理解にもとづくものである。(なお、念のために付言しておく――。以上の私見を前提にすれば、たとえば、二人の家臣が (同じ) 一つの所領 (の帰属) をめぐって争う場合、たとえば (前出レーン法66・5 で述べられているように) 双方が主君への勤務中であっても主君はそれを裁くことができるが、そうした (つまり、双方がその場に居合わせていて、主君が裁判期日を定めて彼等をレーン法廷に召喚する必要がない) 場合、および、(前出レーン法7・4 = AV 1・29 のように) 二人の家臣がいずれも (同じ) 一つの所領を訴求して争う場合 (には、仮に双方が裁判期日を定めてレーン法廷に召喚されても)、彼等が (前条に定められている) vare に服する必要はない、ということになる。ただし、ある家臣が (その場に居合わせない) 他の家臣を訴え、主君がその訴えにもとづき裁判期日を定めて後者をレーン法廷に召喚する場合には、(たとえば、後出レーン法68・4 から明らかなように、主君が後者を前者の所領を奪ったとして問責する形で審理が進められる限り)、後者は (前条に定められているような) vare に服さなければならない、ということになるであろう)。
- 8) この箇所の「彼 (=主君) の家臣 (たち)」が主に (「判決の発見」や (証人としての)「証言」を通じて) レーン法廷の審理に参加ないし協力する家臣 (たち) を指していることは明らかであろうが、それ以外に家臣が vare に服するに及ばない場合としてどのような場合が考えられるかについては、前註・7 を参照されたい。

- 9) ここまでの c-c の件 (=本条の後段) は、AV (2・39) にはそれに対応する文がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、後註・13でも述べるように、それによって著者の見解が変更されたわけではない、と考えられる。
- 10) この箇所 *incusare* の語は、前出 AV 2・7 (=レーン法65・5) (註・8の箇所) と 2・8 (=65・6) (註・6の箇所)、それに「家臣が主君を訴える」という意味ではあるが 2・34 (=66・5) (註・18までの件) に見られるのと同じものである。さらに(名詞としての) *incusatus* の語は、前出 AV 2・13 (=レーン法65・9) (註・16の箇所)、2・16 (=65・15) (註・27の箇所)、2・17 (=65・15) (註・27の箇所)、2・19 (=65・16) (註・19の箇所)、2・20 (=65・16) (末尾の文)、2・21・後半 (=65・18) (註・17の箇所)、2・22 (=65・18) (註・17の箇所)、2・27 (=65・20) (註・11までの文)、2・28 (=65・20) (註・14までの件)、2・29 (=65・21) (註・18の箇所)、2・31 (=66・1) (冒頭の文)、2・33 (=66・3) (註・11の箇所) にも姿を見せるものであり、この語によって本条と(それら)先行諸条項とのつながりを確認することができる。ひきつづき次註・11をも参照されたい。
- 11) この箇所 *incusatio* の語も、前出 AV 1・133 (前半) (=レーン法65・1) (註・4の箇所)、2・11 (=65・9) (註・9の箇所)、2・33 (=66・3) (註・9までの文) に姿を見せたものであり、それによって本条とそれらの先行諸条項とのつながりを確認することができる。ひきつづき次註・12を参照されたい。
- 12) この箇所「(レーン法廷へ) 召喚する」という意味での *citare* の語は、前出 AV 2・2 (=レーン法65・3) (註・23の箇所) にも姿を見せたものであり、それによって本条と同条(以降の先行諸条項)とのつながりを確認できるであろう。ひきつづき次註・13を参照されたい。
- 13) 以上の AV (2・39) を「レーン法」(67・2) の a-a の件と比較してみると、(AV で「主君によって問責された(ないし、されている)者」と「また主君の(=主君による)問責のためにレーン法廷へ召喚されている者」というように、(いわば)重ねて述べられていたことが、「レーン法」では「主君が彼の(=主君による)問責のために(裁判期日を定めて)そこ(=レーン法廷)へ召喚した者(=家臣)」と(一つに)まとめられているものの、両者が(まったく)同旨であることは改めて指摘するまでもあるまいが、「レーン法」では、(前註・9でも述べておいたように)、その後 c-c の件が補足されているのに対して、AV のテキストは「レーン法」の a-a の件に対応する件だけで終わっている。しかし、ここで指摘しておかなければならないのは、AV のテキストには(具体的なケースに踏みこんでいないという短所だけでなく)それなりの長所もあった、と考えられることである。

試みに、AV 1・133 (前半) (=レーン法65・1) から本条まで AV のテキストだけを(=「レーン法」との異同ないし関連を無視して)通読してみよう。そうすると、(前註・10~12で指摘しておいたように)、特に *incusatio*, *incusare* (および *incusatus*)、*citare* の語のつながりから、本条が AV (では) 1・133からはじまる「主君による

(家臣の) 問責」の手続を述べてきた先行諸条項の延長線上にあることを容易に確認することができるはずである。それらの先行諸条項においても、(具体的には AV 2・16 (=レーン法65・15) から始まる、主君から問責されるべくレーン法廷へ召喚された) 家臣が出頭しなかった場合の手続に関する記述が大きな比重を占めてはいる。しかし、AV ではすぐ前の 2・36・a (「レーン法」では直前の67・1) の冒頭で、(単に) 家臣が「定められたレーン法廷の裁判期日に、主君がそこで裁判集会を開いている (レーン) 法廷へ来よう (=出頭しよう) とする場合」について述べている (=レーン法67・1 とは異なり、家臣について「主君が所領を判決をもって剥奪し、そして彼 (=その家臣) から彼の所領を引き戻し」という補足が施されていない) ため、前出 AV 1・133 (前半) から AV のテキストを通読してきた読者は、(あるいは、本条を理解すべく AV のテキストをその AV 2・36・a から辿ってきた読者はますます)、本条 (=AV 2・39) (したがって、直前の 2・36・a ~ 2・38 の諸条項) で扱われていること (=「レーン法」の用語で言えば、*vare*) は、(当然) 主君から問責のために召喚されてレーン法廷に出頭する家臣だけにかかわり、それ以外の家臣にはかかわらない、と理解することになる (つまり、「レーン法」(67・2) の場合とは異なり、前註・7 で述べたような、主君から問責のために召喚された家臣が (それに応じて) 定められた裁判期日にレーン法廷に出頭するのではない場合でも、家臣は *vare* に服さなければならないのか、といった疑問や誤解に悩まされないですむ) であろう。AV のテキストにも「それなりの長所がある」としたのはこのためである。

67・3<sup>1)</sup> 家臣は主君に対して、また主君も家臣に対して、彼等のうちの一方の者が、彼 (=その家臣) が彼 (=その主君) の家臣になる以前に、他方の者に加えた損害 (*scaden*) について、レーン法廷で (*to lenrechte*)<sup>2)</sup> 応訴する (*antwarden*)<sup>3)</sup> 義務はない。<sup>4)</sup>

- 1) 本条は、AV に対応条項がなく、「レーン法」で補足された (と目される) ものである。補足の理由については、後註・4 を参照されたい。
- 2) この *to lenrechte* の語は前出レーン法66・4 (註・4 の箇所) に見られるそれと同じものであるが、それについては同条への註・4 を参照されたい。なお、本条の場合も、*to lenrechte* の語は「レーン法 (の定め) に従い」と読めないことはない、と思われるが、こうした同条における用語とのつながりをも考えて、「レーン法廷で」という理解を採った。ひきつづき次註・3、および、後註・4 を参照されたい。
- 3) この *antwarden* の語も前出レーン法66・4 (註・5 の箇所) に見られるのと同じものであり、すぐ前 (註・3 の箇所) の *to lenrechte* の語とも併せて、本条が同条と同時に「レーン法」で補足されたことを強く示唆している。ひきつづき次註・4 を

参照されたい。

- 4) 本条は(前註・1で述べたように、AVに対応条項がなく)「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、それがこの位置(=レーン法67・2の直後)に補足されたことから、前条とのつながりは明らかであろう。(因みに、前条には主君が家臣に対して「応訴」すべき場合も含まれている、ということについては、前条への註・7を参照されたい)。しかし、本条で(前註・2と3で指摘したように)前出レーン法66・4で用いられているのと同じ語(= *to lenrechte* と *antworten*) が用いられ、(同条と同じように)レーン法廷における(主君による問責のそれをも含めた)訴訟手続(一般)についても妥当する形の記述になっている、ということに注意しておきたい。

なお、本条では、家臣または主君は、彼等の間に主従関係が成立する以前に他方の者に加えた損害について、「レーン法廷で応訴する義務はない」、とされている。なぜか。(ある)レーン法廷の管轄は、主君と家臣の間、あるいは、(当註主君の)家臣同士(=家臣仲間)の間で生ずる問題にしか及ば(ず、その家臣が主君の家臣になる以前に両者の間で生じたことは、レーン法廷の管轄に属さ)ないからである。それならば、(ある)家臣が(彼の)主君の家臣になる前に両者の間で生じたことはどうなるのか。(もちろん、一方が他方に加えた「損害」がきわめて重大ないし深刻なものであれば、それが補償ないし解決されない限り、そうした状況の下で両者が主従関係を結ぶことは考えにくい、と言えるであろう。しかし、本条で想定されているのは、それにもかかわらず両者の間で主従関係が結ばれ、被害者がその場で加害者を訴え(て補償を求め)ようとする場合のことである)。そうした場合、被害者は加害者を(レーン法廷ではなく)「ラント法廷で」訴えることになる(ないし、訴えるほかない)であろう。(この点については、ヒルシュ(Hi., S.171, Anm. 2)も、前出レーン法23・1と後出レーン法79・2と79・3の参照を求めながら、同旨のことを述べている。序に付言しておくとして――仮に本条(註・2の箇所)の *to lenrechte* の語を「レーン法(の定め)に従い」(ないし、「レーン法にもとづき」と訳すと、被害者が加害者を――「ラント法(の定め)に従い」(ないし、「ラント法にもとづき)――「レーン法廷で」訴えることならばできる、という矛盾した解釈の余地を完全に私拭することができなくなるであろう)。

## 286

67・4<sup>1)</sup> a) 主君が彼のレーン法廷(における審理) (*sin lenrecht*)<sup>2)</sup> を始めて  
 代言人 (*vorspreke*) を受け取ったならば、<sup>3)</sup> 主君は直ちに、そこ(=レーン法廷)  
 へ(裁判期日を定めて) 召喚されている (*deme gedegedinget is*) 家臣<sup>4)</sup> に(次のよ  
 うに) 問うべきである、(すなわち) 彼(=家臣) は、彼(=家臣) が彼(=自分、主  
 君) の(問責を受ける) ためにレーン法廷に出頭しよう (*sime herren to lenrechte*

stan wille)<sup>5)</sup> として、このように(ここへ)来ているのか、と。<sup>6)</sup> このこと(=主君による問い)について、かの者(=レーン法廷に出頭した家臣)は協議する(sek bespreken)ことができ、<sup>7)</sup> また、それ(=主君による問責)を——彼が(そう)できる場合には——適法に(ないし、正当な理由を挙げて)(mit rechte)<sup>8)</sup> 拒絶することもできる。<sup>9)</sup> 彼(=家臣)がこのこと(=主君による問責)を適法に(ないし、正当な理由を挙げて)<sup>8)</sup> 拒絶することができない場合は、彼(=家臣)は(法廷へ)戻(るべきであり)、<sup>10)</sup> そして(次のように)述べるべきである、(すなわち)、「主君よ、私がここへ来て(=出頭して)いるのは、私が、法(の定め)によって(dorch recht)<sup>11)</sup> (そう)しなければならない限り、法を行い(=法的義務を果たして)、そして法を受け(取)る(= (法の)裁きを受けて判決を受け(取)る)ため(recht to dunde unde recht to nemende)<sup>12)</sup> です」、と。<sup>a)・13)</sup>

AV 2・40<sup>1)</sup> a) 主君が彼の裁判集会(=レーン法廷)(における審理)(placitum suum)を<sup>14)</sup> 前述した仕方に従って始めたならば、主君は彼の家臣たちの中から一人を(代言人として)受け取り、その者が(彼=主君に代って)問責される者(=家臣)(incusatus)<sup>15)</sup> に彼(=主君)の言葉を語るべきである。<sup>16)</sup> 問責される者(=家臣)<sup>17)</sup> が最初に主君の面前に来た(ないし、進み出た)時、主君は彼(=家臣)に、(彼=家臣は)レーン法廷で(beneficialiter)<sup>18)</sup> 彼(=自分、主君)に回答(ないし、応訴)しよう(respondere velit)<sup>19)</sup> として、(ここへ)来ているのか、を問うべきであり、<sup>20)</sup> そのことに関して彼(=家臣)は、もし(彼が)望むのであれば、協議(colloquium)を請い、<sup>21)</sup> またもし(そのこと=主君による問責に)応訴することを)拒絶することができるのであれば、拒絶すべきである。<sup>22)</sup> (彼=家臣が)そのことをなしえない(=拒絶できない)場合は、(彼=家臣は)主君の許へ戻り、<sup>23)</sup> そして(次のように)述べるべきである、(すなわち)、主君よ、私は、(私が)法(の定め)によって(de iure)<sup>24)</sup> 義務づけられている限り、(主君に対して)応答す(ないし、)応訴)べく<sup>25)</sup> ここ(=このレーン法廷)へ来たのです、と。<sup>a)・26)</sup>

1) 本条では、(すぐ前のレーン法67・1~67・3、ないし、AV 2・36・a~2・39)における記述を承けて)、主君から問責を受けるべく召喚された家臣がレーン法廷へ出頭して応訴するまでの手続、が記述されている。

2) この箇所の sin lenrecht の語は、AV (註・13の箇所)の placitum suum に対応してい

る。後註・14を参照されたい。

- 3) ここまでの *vorspreke* = 「代言人」に関する件は、AV の註・16までの件に対応しているが、後者よりも簡略に書かれて(いて、具体的には、「代言人」についての「定義」的記述が省略されて)いる。これは、「代言人」に関して、ここまでの先行諸条項において、AV では 2・32 (=レーン法66・2) (註・11の箇所) に(単に) *prolocutor* の語が姿を見せるだけで、それについての「定義」的記述が見当たらないのに対して、「レーン法」では、前出(AV に対応条項のない)レーン法19・1、および、65・10 (b-bの件) と65・15 (註・15) (のいずれも AV に対応する文がない箇所) で、*vorspreke* に関する記述が補足されており、特に65・10には、すでに(AV 2・40、註・16までの件に述べられているのと同旨の)「主君は、レーン法廷で彼(に代って、彼)の言葉を語るべき彼の家臣」という補足が施されていることを前提したもの、と解される。
- 4) この箇所の (*deme*) *gedegedinget is* の語は、前出レーン法67・1 (= AV 2・36・a、註・4の箇所) の (*eme*) *gedegedinget is* と同じものであるが、AV (2・40) で(実質的に)これに対応しているのは(註・16の箇所の) *incusatus* の語であり、それらのことによっても、本条が前条を承けていることを確認することができるであろう。前出レーン法67・1 (= AV 2・36・a)、註・4、および、(本条の)後註・15と17を参照されたい。
- 5) この箇所の *to lenrechte stan* の語は、前出レーン法65・14 (註・3の箇所) と66・5 (= AV 2・34) (註・6の箇所) でも用いられており、(前者への註・4、および、後者への註・6と16でも述べておいたように)、(ある)家臣が——主君のレーン法廷(における審理)に協力するためそこへ参集ないし出廷することではなく——主君から問責されるべく召喚されてレーン法廷へ出頭(して、レーン法廷の裁きに服)することを指す。本条の場合、このことは AV (註・18と19) の対応箇所が「(家臣が)レーン法廷で彼(=主君)に应诉しようとして」となっていることによっても確認できよう。ただし、「レーン法」については、この語は(前出レーン法67・2、c-cの件)「家臣が主君を(ないし、主君に)訴え、そのゆえに(裁判期日を定めて)そこ(=主君のレーン法廷)へ召喚された場合」を含んでいないことに注意されたい(この点については、同条への註・7と13で述べたことを参照されたい)。次註・6(と後註・19)をも参照されたい。
- 6) ここまでの件を AV (2・40)、註・19までの件と比較してみると、(前註・3で述べたように)前者では後者に見られた「代言人」に関する(定義的)記述が削除され、さらに両者の間には(前註・4と5で指摘した、さらに後註・19で指摘するような)相違が見られるものの、前者は後者に対応し後者と(基本的に)同旨である、と考えられる。後註・19をも参照されたい。
- 7) この箇所の *sek bespreken* の語は、(実質的には) AV (註・20の箇所) の *colloquium* の語に対応しているが、その *colloquium* の語は、(AV では)ほかに後出 2・44・b

(=レーン法67・8)、2・45(=67・9)、2・55・b(=68・3)でも用いられており、いずれも「レーン法」の *gesprake* に対応している。「レーン法」では、その *gesprake* の語は、(これに対応する条項のほか)、次の67・5(=AV2・41)でもAVの *colloquendi* (*licentia*) の語に対応して用いられており、さらに「ラント法」でも1・62・9と1・63・1に姿を見せるが、特に前者(=ラント法1・62・9)では、「訴えている者(=原告)と訴えが向けられている者(=被告)は双方とも、いずれの陳述についても、フロンボーテ(=裁判所の役人)が彼等を(法廷の)中へ呼び戻すまでの間、3度 *gesprake* をもつ(=協議する)ことができる」、とされている。これらのことから、本条の *sek bespreken* の語が「主君の質問に答えるために(審理が行われている法廷の場からいったん外へ出て)代言人や(親しい)家臣仲間と協議する」という意味である、と確認することができる。(なお、この点については、Ho., III, S. 566, Art. *Bespreken* も参照されたい)。

- 8) この箇所の *mit rechte* の語は、AVの対応する文にそれに当たる語がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであることに注意された上で、次註・9、および、後註・10を参照されたい。
- 9) (註・7のあと)ここまでの件は、AVの(註・21のあと)註・22までの件に対応しているが、(前註・8で述べたように)AVの対応箇所には *mit rechte* に当たる語が見当たらない。なお、家臣が主君による問責(手続に服すること)を「適法に(=正当な理由を挙げて)拒絶することができる」場合としては、まず(「レーン法」で本条の直前に補足された)前出レーン法67・3の(レーン法廷の管轄に属さない)場合が考えられるが、そのほかにも、たとえば前出レーン法66・5(=AV2・34)の「家臣が主君のために…判決を発見する…ことによって勤務する場合」(同条によれば、「その日には彼(=家臣)は主君の(問責を受ける)ためにレーン法廷に出頭する義務はない」)が想起されるであろう。
- 10) (註・9のあと)ここまでの件は、AVの(註・22のあと)註・23までの件に対応しているが、(前註・8で述べたように)そこにも *mit rechte* に当たる語は見当たらない(*mit rechte* の語については、前註・9を参照されたい)。なお、この件・末尾の「(法廷へ)戻(るべきであり)」(*kome weder*)の語は、AV(註・23の箇所)の *redeat* に対応しているが、(これら)の語によって、家臣は(協議を行うために)審理が行われているレーン法廷(の場)からいったん外へ出ていたことが判る。前註・7で(「協議」について)述べたことを参照されたい。
- 11) この箇所の *dorch recht* の語は、AV(註・24の箇所)の *de iure* に対応しており、それと同義と解されるが、それについては前出レーン法65・18(=AV2・16~2・18)、註・18で(同条の *to rechte* の語に関連して)述べたことを参照されたい。(なお、同条の *to rechte* の語はAV2・17の *per iustitiam* に対応しており、またAV2・16(末尾の一文)では(レーン法65・15では省略されているが) *ex iustitia* の語が(それと同じ意味で)用いられている)。

- 12) この箇所の *recht to dunde unde recht to nemende* の語について——。recht dun の語と recht nemen の語が(単独で、まして)相互に関連する形で用いられているのは、ザクセンシュビーゲルの全巻を通じてこの箇所だけである。(因みに、前出レーン法19・1(註・9の箇所)では、*sin recht (da vore) dun* の語が「(雪冤)宣誓を行う」の意味で用いられており、ラント法1・48・2、2・12・7、3・5・3、3・5・5(など)にも同じ用例が見られる。また、前出レーン法24・8(註・8の箇所)では、*des boden recht neme* の語が「(主君が)(その)使者の宣誓を受け取る」の意味で用いられている。これらの用例においては、recht の語がいずれも「(雪冤)宣誓」の意味で用いられており、その前に(*sin* や *des boden* といった) *recht* の持主(=宣誓を行う者)を示す語が付け加えられている。これに対して、本条の場合は、*recht* の持主を示す語は見られず、また、文脈上、*recht* の語が「(雪冤)宣誓」を指す余地はない、ということに注意されたい。上掲・邦訳はこの語を、(実質的には)、(補訳を加えておいたように)「法的義務を果たし、そして(法の)裁きを受けて判決を受け(取る)」の意に解したものであるが、それについては、(上記の用例のほか)、AV(註・25)の対応箇所が(単に)「(主君に対して)応答(ないし、応訴)する」となっている(ないし、いた)ことをも参考にした(後註・25を参照されたい)。なお、*recht* の語が「(法的)義務」を意味しうることについては、前出レーン法66・2(=AV2・32)、註・8を参照されたい。
- 13) 前註・3、4、5(以上については、前註・6をも参照)、8(および、9と10)、12で指摘した相違にもかかわらず、本条はAV(2・40)に対応し、それと(基本的に)同旨であると考えられる。次註・13以下の後註におけるAVについての検討をも参照されたい。
- 14) この箇所の *placitum (suum)* の語は、「レーン法」(註・2の箇所)の(*sin*) *lenrecht* に対応しているが、それについては、前出AV2・22(=レーン法65・18)、註・21を参照されたい。
- 15) *incusatus* の語(そのもの)については、前出AV2・7(=レーン法65・5)、註・8、および、(そこでも挙げた)AV1・133・後半(=レーン法65・1)、註・4で(*incusatio* の語について)述べたことを参照されたい。なお、本条では、この語は後註・17の箇所にもう一度姿を見せるが、それについては同註を参照されたい。
- 16) AVのここまでの件のうち、冒頭の「主君が…彼の家臣たちの中から一人を受け取り」までは、「レーン法」の冒頭(註・3までの件)に対応しているが、それにつづく(実質的には)「代言人」に関する「定義」的記述は「レーン法」には見当たらない(=削除されている)。その理由については、前註・3で述べたことを参照されたい。
- 17) この箇所に(前註・15の箇所と同じ) *incusatus* の語がもう一度姿を見せるが、この箇所の *incusatus* の語が(前註・4で述べたように)「レーン法」では「(裁判期日を定めて)そこ(=レーン法廷)へ召喚されている家臣」とされている(ないし、表現が

改められた) のである。前註・4と15を参照されたい。

- 18) *beneficialiter* の語は、本条のほか、前出 AV 2・1 (=レーン法65・3) (註・18の箇所)、2・7 (=65・5) (註・9の箇所)、2・22 (=65・18) (註・26の箇所) にも姿を見せるが、(それが *nach Lehnrecht* を意味するのは AV 2・22の用例だけで、それを除く) 2・1と2・7の用例は(私見によれば)「レーン法廷で」を意味している(この点については、特に前出 AV 2・1 (=レーン法65・3)、註・18で述べた私見を参照されたい)。本条の場合も、この語は(実質的には)「レーン法」(前註・5の箇所、*to lenrechte stan*) の *to lenrechte* に対応しており、その点からも、この語は「レーン法廷で」を指すことが裏づけられるであろう。前註・5、および、(ひきつづき) 次註・19を参照されたい。
- 19) この箇所の *respondere* の語は、(Text I, Glossar, S.141 によれば)、本条のほか、前出 AV 1・79、2・33 (=レーン法66・3)、後出 AV 2・42 (=67・5)、2・44・b (=67・7)、2・51 (=68・5)、2・64 (=69・5) にも姿を見せるが、これらの用例のうち、1・79は「レーン法」で条項そのものが削除されており、また、2・33、2・44・b の *respondere* の語は「レーン法」の対応条項(では改訂ないし削除されて、そこ)には姿を見せず、本条(この箇所)の *respondere* 語も、「レーン法」(註・5まで)の対応箇所では(*sime herren*) *to lenrechte stan (wille)* と(表現が)改められていて、直接にこれに当たる語は見当たらない。しかし、AV 2・42、2・51、2・64の *respondere* の語は「レーン法」(67・5、68・5、69・5)の *antworten* に対応しており、それによって、前者も(基本的には)後者と同じ意味で用いられている、と考えることもできるが、上述した「レーン法」におけるこの語の削除や改訂が相当数に及ぶことを重視すると、AV では *respondere* の語がどれだけ「レーン法」におけるような(法廷で「応答する」ことは「応訴」を意味するという)テクニカルな意味で用いられていたのか(前出レーン法65・13、註・1で *antworten* の語について述べた私見を参照されたい)、疑問が残らざるをえない。上掲・邦訳で *respondere* の語を「応答する」と訳し、「応訴(する)」を補訳するにとどめたのはそのためである。
- 20) (前註・16のあと)「問責される者が…」からここまでの件を、「レーン法」(註・3のあとの「主君は直ちに…」以下、註・6まで)の対応箇所を比較してみると、前註・4と17、および、5と19で指摘した相違のほかにも、「レーン法」では AV の「(問責される者が)最初に主君の面前に来た(ないし、進み出た)時」の件が削除されていることが判る。しかし、この削除は(実質的には)あまり(ないし、ほとんど)意味がないと考えられるので、ここではそのことを指摘するだけにとどめ、前註・5と19で指摘した(表現の)相違(ないし、改訂)について、さらに次のことを補足しておきたい。

AV によれば、主君が(レーン法廷に出頭した)家臣に最初に問うのは、「(彼=家臣は)レーン法廷で彼(=自分、主君)に応答(ないし、応訴)しようとして、(ここ

へ) 来ているのか]、ということであり、これが「レーン法」では、「彼(=家臣)は…彼(=自分、主君)のためにレーン法廷に出頭しようとして、このように(ここへ) 来ているのか]、というように(少なくとも、表現が)改められている。しかし、「レーン法」においても、本条(これより後)の後段で述べられていることは、要するに、——家臣が主君による問責を拒絶できる場合を除いた上で——家臣が主君による問責に応訴する場合の手続、ないし、その場合に家臣が述べるべき文言であって、それに実質的な相違があるとは(まず)考えられない。したがって、(すでに前註・5で述べておいたように)この箇所(比較的分かりやすい)AVの表現を参考にして、「レーン法」の *to lenrenchte stan* という表現を解明することができるのである。さらに次註・21以下の後註におけるAV・後段についての検討を参照されたい。

- 21) この箇所の *colloquium* (*petat*) の語が「レーン法」(註・7)の対応箇所で *sek* (*wol = wohl*) *bespreken* (*mut = darf*) と(独)訳されたのである。前註・7を参照されたい。
- 22) (註・21のあと)ここまでの件は、「レーン法」の(註・7のあと)註・9までの件に対応し、それと同旨のことを述べているが、両者を比較してみると、「レーン法」の *mit rechte* に当たる語を欠くAVのテキストがいかにも舌足らずであることが判るであろう。前註・9を参照されたい。
- 23) (註・22のあと)ここまでの件は、「レーン法」の(註・9のあと)註・10までの件に対応し、それと同旨のことを述べているが、この件について、AVのテキストに(「レーン法の」) *mit rechte* の語が欠けているのはやはり舌足らずの感を怠れないであろう。前註・10を参照されたい。
- 24) この箇所の *de iure* の語は「レーン法」(註・11の箇所)の *dorch recht* に対応しそれと同義である。前註・11、および、次註・25を参照されたい。
- 25) ここまでの件にも再び *respondere* の語が姿を見せるが、この語(そのもの)については、前註・9を参照されたい。

ここまでの件(=「私が」法(の定め)によって義務づけられている限り、(主君に対して)応答(ないし、応訴)すべく…)を、「レーン法」の対応箇所(=「私が、法(の定め)によって(そう)しなければならぬ限り、法を行い、そして法を受け(取)るためです)を比較してみると、AVの「(主君に対して)応答(ないし、応訴)すべく」が、「レーン法」では「法を行い、そして法を受け(取)る」という表現に改められていることが判る。しかし、(主君から問責されるためレーン法廷へ召喚された)家臣にとっては、レーン法廷へ出頭して(法の)裁きに服し、その判決を受け(取)ることが法的義務であるはずだから、(上掲・邦訳におけるように)、「レーン法」の *recht dun* については(「法を行い」と直訳した上で)「法的義務を果たし」、また *recht nemen* については(「法を受け(取)る」と直訳した上で)「(法の)裁きを受けて判決を受け(取)る」という補訳を施したように理解することができるはずであ

り、またそれによって両書におけるこの件の記述が(表現の相違にかかわらず、実質的には) 同旨であることも明確になるのではないか。前註・12を参照されたい。  
26) 前註・13を参照されたい。

67・5<sup>1)</sup> a)そこで主君は、彼(=家臣)に(問責されるべき)それぞれの事柄(ないし、事案)について個別に責を問い(sculdege)、<sup>2)</sup>そして彼(=家臣)に正しい応答を(=正しく応答するよう)(to rechter antwarde)<sup>3)</sup>命ずるべきである。そこでその家臣は(主君に対して)代言人(vorspreken)<sup>4)</sup>および協議(gesprekes)<sup>5)</sup>を請うべきである。<sup>a)・6)</sup> b)人(=主君ないし彼のレーン法廷)は、しかし、代言人<sup>4)</sup>を受け取る前に主君の(=主君による)問責(des herren sculdegunge)<sup>7)</sup>に応答する(ないし、した)(antwardet)<sup>8)</sup>者には代言人<sup>4)</sup>を認めない(ないし、与えない)(verdelt)<sup>9)・b)・10)</sup> c)しかしながら彼(=家臣)が、彼(=家臣)(に)は法(の定め)に従い(ないし、適法に)(mit rechte)<sup>11)</sup>何か彼(=主君)に応答(ないし、応訴)し<sup>12)</sup>なければならぬ(ことがある)、ということ(=主君の主張)に対して(異議を申し立て)身を守っている(sek weret)<sup>13)</sup>間は、たとえ彼(=家臣)が代言人<sup>4)</sup>なしに話しても、家臣は彼の主君に応答(して、応訴)したことはない(ne hevet nicht geantwardet)。<sup>14)・c)・15)</sup>

AV 2・41<sup>1)</sup> a)それから主君は、法(の定め)により(ex iustitia)、<sup>16)</sup>それぞれの事柄(ないし、事案)について個別に、その者(=家臣)の責を問い(ないし、問うことになり)(incusabit)、<sup>17)</sup>そして、(彼=家臣が)これに対して解答を与えるよう(responsum det)<sup>18)</sup>命ずることになる。それから問責される者(=家臣)(incusatus)<sup>19)</sup>は代言人(prolocutor)<sup>20)</sup>を請い(ないし、請うことになり)、そして(法廷の)外へ出る(時はその)前に常に協議することの許可(licentia colloquendi)<sup>21)</sup>を求めることになる。<sup>a)・22)</sup> AV 2・42<sup>1)</sup> b)もし最初の間責の際に(=主君から最初に責を問われた時に)(in prima incusatione)(代言人を通さずに)自分で応答する(ipsemet respondeat)者<sup>23)</sup>があれば、(その者は)代言人<sup>20)</sup>を欠く(ことになる)<sup>24)・b)・25)</sup> AV 2・44・b(冒頭)<sup>1)</sup> c)家臣はレーン法廷に出頭(して問責に服)するのを(beneficiali iuri ut astet)<sup>26)</sup>拒絶することができる(ことになる)、問責される者(=家臣)(incusatus)<sup>19)</sup>が(まだ)主君に応答し(てい)ない<sup>27)</sup>間は。<sup>c)・28)</sup>

- 1) このレーン法67・5は、(主君による)問責手続のうち、「代言人」と(家臣による)「応答・応訴」の問題を扱っているが、AV(の前条=AV2・40につづく)2・41と2・42のほか、(一つ置いてそのあとの)2・44・冒頭の一文にも対応している。(なお、AV2・44の(冒頭を含めた)全文は、後にレーン法67・8の項に掲げる)。
- 2) この箇所の *sculdege* の語は AV(註・17の箇所の) *incusabit* に対応しているが、それについては、前出レーン法65・21(=AV2・29)への註・21(の後段)において、(本稿(8)の)前出レーン法42・1(=AV1・104~1・107・a)(の邦訳に改訂を加えた上で、同条・冒頭)の *sculdeget* の語に関して述べた私見を参照されたい。
- 3) この箇所の *to rechter antwarde* の語は、AV(註・18の箇所)の *responsum det* に対応している。そのこと(=AVには *recht(er)* に当たる語が見られないこと)から、またこの箇所がたとえば *to rechte od. mit rechte to antvardende* などとなっていないことから(この点については、前出レーン法65・13、註・1を参照されたい)、この箇所の *recht* の語には、「適法な」という含意はあまり(ないし、ほとんど)なくて「正しい」という意味であり、また(*antwarden* の名詞形である) *antwarde* の語も(「応訴」という技術的な意味ではなく)(単に)「応答」という(日常的な)意味である、と解される。後註・18のほか、後註・8、12、14で(*antwarden* の語について)述べることを参照されたい。
- 4) この箇所の *vorspreke* (=「代言人」)の語は、AV(註・20の箇所)の *prolocutor* に対応しているが、それ(らの語)については、すぐ前のレーン法67・4(=AV2・40)、註・3で述べたことを参照されたい。
- 5) この箇所の *gesprake* の語は、AV(註・21の箇所)の *licentia colloquendi* (=「協議することの許可」)に対応しているが、それ(らの語)については、同じく直前のレーン法67・4(=AV2・40)、註・7(と21)で(*sek bespreken* および *colloquium* の語について)述べたことを参照されたい。
- 6) ここまでの「レーン法」の a-a の件が、前註・4と5で指摘した(そして、さらに後註・16、19、22で指摘するような(表現の)相違にもかかわらず、AV2・41に対応しそれと同旨であることは、改めて指摘するまでもあるまい)。
- 7) この箇所の *des herren sculdegeunge* の語が「主君による問責」の意であることは明白であるが(それについては、念のために65・3=AV2・1、註・3で述べたことを参照されたい)、本条(この箇所)の場合、ここで問題になっているのは(次註・8で述べるように)家臣が「代言人」なしに *antwarden* する(ないし、した)ケースであることから、また、AV(註・23)の対応箇所が *in prima incusatione* (=「最初の *incusatio* の際に」)となっている(ないし、なっていた)ことから言っても、「主君による問責手続(全体)」(に)応訴することを指すのではなく、(本条・冒頭で述べられている)「主君が家臣に(問責されるべき)それぞれの事柄(ないし、事案)について個別に(家臣の)責を問う」(たのに対して、家臣が(いきなり)「代言人なし」に「応答する」)ことを指す、と解されるであろう。次註・8と後註・23のほか、(前註・2で

も挙げた) 前出レーン法65・21 (= AV 2・29)、註・21 (後段) をも参照されたい。

- 8) 前出レーン法65・13、註・1 で述べておいたように、ザクセンシュピーゲルの *antworten* の語は、多くの場合、問責される者 (ないし、訴えられている者) が (ひとたび) 法廷で (主君、ないし、原告に) 「応答」すれば「応訴」したことになる、という考え方にもとづき、そうした含意で用いられている。(この点については、前出レーン法66・4、註・5 を参照されたい。ただし、同註の3行目に「前出レーン法65・3、註・1」とあるのはミス・プリントで、65・13に訂正しておきたい)。しかし、本条・この箇所 (= 「代言人を受け取る前に主君の (= 主君による) 問責 (前註・7 を参照) に応答する (ないし、した) (*antwortet*) 者」) は、AV・b-b の件 (= AV 2・42) (註・23のあと) の「(代言人を通さずに) 自分で解答する (*respondet*) 者 (があれば)」に対応しており、そのことから明らかなように、この箇所の *antworten* の語は (単に) 「応答する」の意味である、と解される。後註・23のほか、後註・10、12と14をも参照されたい。
- 9) ザクセンシュピーゲルにおける *verdelen* の語の用例については、前出レーン法38・4 (= AV 1・94)、註・4、および、(そこでも挙げた) 石川「補論」、註・70 (540~545頁) を参照されたい。この語は、AV (註・24の箇所) の *caret* に対応しているが、本条・この箇所の場合は、(家臣はまだ「代言人」を受け取っていないから、それを) 「奪う」とは訳しにくいので、AV (b-b の件) (註・24まで) の対応箇所が「(代言人を) 欠くことになる」となっていることをも参照して、(*absprechen* ないし *versagen* の意味で) 「認めない (ないし、与えない)」と訳しておいた。後註・24を参照されたい。
- 10) ここまでの「レーン法」・b-b の件が、前註・7~9 で指摘したような (多少の) 表現上の相違にもかかわらず、AV の b-b の件 (= AV 2・42) に対応しそれと同旨であることは、改めて指摘するまでもあるまい。なお、以上の本条・b-b の件 (= AV 2・42) と同旨の規定は、ラント法3・30・1 (前段) = 「彼、(すなわち) 自分で応答した (*geantwortet hevet*) 者は、代言人を欠くべきである」、にも見られる。(同条・後段については、後註・15を参照されたい)。
- 11) この箇所の *mit rechte* (*antworten*) と同じ表現は、前出レーン法65・13にも姿を見せたものであるが、同条への註・1 でも述べたように、ヒルシュとショットはいずれも —— 同条のこの語を *vor gerichte* (*darauf antworten*, Hi., S.166; *darauf Rede und Antwort stehen*, Sch., S.316) と訳しているにもかかわらず —— 本条・この箇所の *mit rechte* の語は *von rechtswegen* (od. *Rechtswegwn*) (*antworten*, Hi., S.173; *Rede und Antwort stehen*, Sch., S.324) と訳している。しかし、同条の場合は、(主君が第一の問責が延期された時、家臣を第二の (= もう一つのそれとは別な) 事案 (*rede*) について問責しようとしても、第一の問責が終わっていない限り、家臣はそれに *antworten* するに及ばない、という論旨から言って) *antworten* の語は「応訴する」という含意が強く、したがって *mit rechte* の語も「法 (の定め) に従い」という含意が強い、と考えら

れるのに対して、本条の場合は、(次註・12で述べるように) *antworten* の語には「(法廷で) 応答する」という(具体的な行為を指す)含意もかなり(強く)こめられている、と解されるので、*mit rechte* の語にも「法廷で」という含意がまったくないとは言い切れないほどである。それにもかかわらず、この箇所の *mit rechte* の語を上掲・邦訳で「法(の定め)に従い(ないし、適法に)」と訳したのは、この件の *antworten* の語に「応訴する」という含意もあるというだけでなく、この件が(家臣が反論しようとする)主君の見解ないし主張であることを考えると、*antworten* の語が「応答する」という(具体的な)意味である場合にも、*mit rechte* は「法(の定め)に従い(ないし、「適法に)」という含意が強い、と考えられるからである。ひきつづき次註・12、および、(AVのc-cの件に関する)後註・26～28を参照されたい。

- 12) この箇所の *antworten* の語は、前出(註・3の箇所)の *antwarde* や(註・8の箇所の) *antworten* の語とは異なり、(前註・8で述べた、問責される家臣が(ひとたび)法廷で主君に「応答」すれば「応訴」したことになる、という考え方にもとづき)「応答する」と「応訴する」という両方の含意がこめられている、と解される。(前註・11でも述べたように)この件が主君の見解ないし主張であることを考えると、主君が家臣に(直接には)「応答する」ことを求めたとしても、(客観的には)「応訴」を求めていることになる、と解されるからである。前註・3、8、11のほか、(同じ *antworten* に関する)後註・14をも参照されたい。
- 13) ヒルシュは、この箇所の脚註で、“z. B. Wegen Unzuständigkeit des Lehngerichts, 67・3”、とコメントしている(Hi., S. 173, Fn. 2)。このコメントはもちろん正しいが、前出レーン法67・4、註・9で述べておいたように、前出レーン法66・5(=AV 2・34)の(家臣が主君への勤務に従事している)ケースも考えられる(ないし、考えなくてはならない)であろう。同註、および、次註・14(でラント法3・30・1(後段)について述べること)を参照されたい。
- 14) この箇所の *antworten* の語はすぐ前の「(代言人なしに)話す」(*sprikt*)ことと明確に区別されているので、むしろ「応訴する」という含意が強いとも考えられるが、家臣が主君による問責(そのもの)に対して「身を守っている」(=異議を申し立てている)間は、もちろん、主君が彼の責を問うたのに対して「応答」したことにはならないとも言える(はずな)ので、後註・(25と)26で述べるAVの対応箇所のことも考えて、「応答(して、応訴)したことにはならない」と訳し、「応訴」の方を補訳にとどめることにしたものである。

なお、(前註・10でその前段を引用した)ラント法3・30・1(後段)は、(前註・10における引用にひきつづき)、「その(訴えられた)者が、判決をもってまた法(の定め)に従い (*mit ordelen unde mit rechte*)、応答(ないし応訴)から(*antwortedes*)身を守っている(*seck weret*)間は、彼は応答(ないし、応訴)した(*geantwortet hevet*)ことにならない」、としている。これが本条(ここまでの)c-cの件と同旨である

ことは、改めて指摘するまでもあるまいが、この機会に、『邦訳』、259～260頁の本文および訳註について、次の二つのことを述べておきたい。①『邦訳』の註・3 (260頁) で、「mit oreden というのは、この事件についてはすでに判決があったから、という理由で被告が審理を拒むと同趣意なのであろうか」、と述べているが、この推定は間違いであり、mit ordelen の語は、「判決をもって」(=判決を得て)の意であり、本条の場合は、被告が——当時の法廷における審理がその都度(ラント法廷では)裁判官からの「質問」に応じて、判決の「発見」・「賛同」・「宣告」の手順で行われることを前提にして——(ラント法廷の)「判決を得た上で」(自分に対する)訴えに対して(応答するのではなく)異議を申し立てる、ということを目指している。②上掲の訳文で「法(の定め)に従い」と訳した箇所は、『邦訳』(259頁)の本文では「法をもって」となっていたものを、このたび改訂したものである。そもそも「法をもって」という訳では、著者が何を言おうとしているのかははっきりしないこともあるが、この箇所の mit rechte は、実質的・具体的には(直前の) mit ordelen の語と同義で、これを重ねることによって後者を強調しようとしたもの、と解すべきであろう。そこには、しかし、「判決をもって(ないし、を得て)何かをする」(=本条の場合、「応答(ないし、応訴)から身を守る」)のは、(とりも直さず)「法の定め(る手続)に従う」ことであ(って、「正しい」ことである、という著者(アイケ)の見解が示唆されている、と思われるので、ここで特に改訂して(現在の)私見を述べておいた次第である。なお、この条項については、K・クレッシェル「法発見——ある近代的観念の中世的基礎」、石川監訳『ゲルマン法の虚像と実像』所収、註・47 (144頁)を参照されたい。

- 15) ここまでの本条の c-c の件は、(基本的には) AV の c-c の件 (= 2・44・b・冒頭) と同旨のことを述べている、と考えられるが、両者の表現は(かなり)大きく異なっているので、その異同ないし対応関係については、(後者の検討をすませた上で) 後註・28 で述べることにする。
- 16) この箇所の ex iustitia に当たる語は、「レーン法」(冒頭)の対応箇所には姿を見せず、「レーン法」では省略されたものと考えられる。前註・6を参照されたい。
- 17) この箇所の incusabit の語は、(前註・1で述べたように)「レーン法」(註・1の箇所)の sculdege に対応しているが、incusare の語については、前註・1のほか、前出レーン法65・1 = AV 1・133 (前半)、註・4で、incusatio の語について述べたことをも参照されたい。なお、(その) incusatio の語はのちに AV 2・42 (= b-b の件) (註・23の箇所)に、また incusatus の語は本条 (= a-a の件) および AV 2・44・b (= c-c の件) (註・19) に姿を見せる。
- 18) この responsun (dare) の語は、AV ではこの箇所だけに姿を見せるものであるが、これが、「レーン法」(前註・3の箇所)で (to) rechte(r) antwarde と(独)訳されたのである。前註・3および後註・27を参照されたい。
- 19) この箇所の incusatus の語は、「レーン法」(註・6までの a-a の件の末尾の一文)で

は(単に)「その家臣」(de man)とされているが、この語については前註・17で述べたことを参照されたい。

- 20) この箇所の *prolocutor* の語は「レーン法」(註・4の箇所)の *vorspreke* に対応しているが、それについては前註・4を参照されたい。
- 21) この箇所の *licentia colloquendi* の語は、「レーン法」(註・5)の対応箇所では(単に) *gesprekes* と(独)訳されているが、それについては(前註・5でも挙げた)前出レーン法67・4 = AV 2・40、註・7(と21)を参照されたい。なお、AVのこの箇所では、(上掲・邦訳ではこの語の前に)「(レーン法)では省略された」(「法廷の)外へ出る(時はその)前に常に」の語が付け加えられており、それによって(前条の)同註で述べた、(家臣は)「主君の質問に答えるために(審理が行われている法廷の場からいったん外へ出て)…協議する」という理解が支持される、ということに注意されたい。
- 22) 以上の AV 2・41が、(前註・6で指摘したもののほか)前註・16、19、21で指摘した(主に、表現の)相違にもかかわらず、「レーン法」・a-aの件に対応しそれと(まったく)同旨であることは明らかであろう。
- 23) ここまでの件(原文は *Si quis in prima incusatione respondeat*)は、「レーン法」の(註・7と8を付した)「代言人を受け取る前に主君の(=主君による)問責に应答する(ないし、した)者(に)は」の件に対応している。そのうちの *incusatio(ne)* の語は「レーン法」(註・7の箇所)の *sculdegunge* に対応しているが、AVではその前に(「レーン法」では削除された) *prima* の語が付け加えられていることによって、前註・7で述べた(この *sculdegunge* = *incusatio* の語が——主君による問責(手続)・全体ではなく——本条・冒頭の「主君が家臣にそれぞれの事柄(ないし、事案)に個別に責を問う」ことを指している、という)私見が支持される。しかし、その反面、「レーン法」では(AVにはなかった)「代言人を受け取る前に」という補足が施され、それによって、AV・この件の *ipsemet* (=「自分で」)の語が、「代言人なしに」の意味であり、また *respondere* の語が(具体的に)「応答する」の意味であることが、いちだんと明確になっている。前註・7と8のほか、後註・27をも参照されたい。
- 24) この箇所の「(その者は)代言人を欠く(ことになる)」という件が、「レーン法」(註・9まで)の対応箇所、「人は…(そうした)者には、代言人を認めない(ないし、与えない) (*verdelt*)」と(独)訳されたのである。前註・9を参照されたい。
- 25) ここまでの AV 2・42が、前註・23で指摘した相違にもかかわらず、「レーン法」(註・9まで)の b-b の件に対応しそれと同旨であることは、改めて指摘するまでもあるまい。前註・10を参照されたい。
- 26) この箇所の *beneficiali iuri ut astet* の件のうち、(ut の語は、Text I, Glossar (S. 144), Art. ut に durch Infinitiv zu übersetzen とあるので、それに従い「…(する)こと(を)」と訳したが)、*beneficiali iuri astet* の語は、(*beneficiali iuri* (non) *astabit domini* という、時称を異にし (*beneficiali iuri* に) *domini* の語が加わった形においてではあるが)、前出レ

ーン法 2・34 (=レーン法66・5) (註・16の箇所) にも姿を見せたものであり、本条の邦訳でも「レーン法廷に出頭(して問責に服)する(ことを拒絶する…)」と訳しておいた。ただし、前出 AV 2・34 (=「(主君の問責を受けるために) 主君のレーン法廷に出頭することはない(ないし、出頭するに及ばない)」) と補訳を(多少) 変えたのは、同条では特に「レーン法」の *to lenrechte stan* の語との対応を重視したのに対して、本条では、特にすぐ後(次註・27の箇所) の (non) *respondere* との関係に配慮したからである。この点については次註・27を参照されたいが、とりあえず、(主君から召喚された) 家臣が「レーン法廷に出頭(して問責に服)する」ことは、家臣が「(主君の問責に) 応訴する」ことを前提しており、そのように言い換えることも可能であることに注意されたい。(ただし、念のために一言しておく、AV では *astare* の語がもう 1 箇所、1・47 (=レーン法22・2) (本稿(4)、705頁、下から 2 行目の「この場に居合わせる(貴殿)のすべての家臣を)」と訳しておいた箇所) に、(*omnes homines vestros*) *astantes* という形で姿を見せるが、同条の場合、この語は(本稿における訳語で言えば)「出廷する」の意味で用いられている)。次註・27のほか、後註・28をも参照されたい。

- 27) ここにも *respondere* の語が再び姿を見せるが、特にこの箇所の場合には、直前に(前註・26でも述べたように) (実質的には)「家臣はレーン法廷で(主君の問責に) 応訴することを拒絶することができる」、という一文があるので、*respondere* の語は(具体的に)「応答する」という意味であって、「応訴する」という含意が(ほとんど) ないことは明らかであろう。前註・26、および、次註・28を参照されたい。
- 28) 以上の AV 2・44・b (冒頭) を「レーン法」の c-c の件と比較してみると、(少なくとも) 文言の上では、その前半は後者で全面的に改訂されたと言えるほど大きく異なっている。しかも、AV では、(もともと(レーン法67・6に対応する) 2・43・a と(67・7・前半に対応する) 2・43・b、および、(67・7・後半に対応する) 2・44・a の後に位置していた) 2・44・b の一部 (=冒頭) が「レーン法」ではこの位置 (=67・5の末尾) に移され (=繰り上げられ) ているのである。

以上のことから、「レーン法」における AV 2・44・b (冒頭) の位置の移動および(その前半の) 改訂の理由は、次のように推定することができるのではないか。

まず、この 2・44・b (冒頭) の一文で、家臣が「レーン法廷に出頭するのを拒絶することができる」条件として、文言上は、単に「問責される者が(まだ) 主君に応答していない間」ということが挙げられているだけであり、しかも前出 AV 2・41および 2・42との間には AV 2・43・a、2・43・b、2・44・a の 3 条項が介在しているので、読者がこの 2・44・a・冒頭の一文(だけ) を読んでそれと前出 AV 2・41および 2・42とのつながりを見落とすおそれもないわけではない(し、特に家臣がレーン法廷への出頭を拒絶できる理由を正しく把握できないおそれがある)。そこで「レーン法」では、この AV 2・44・a (冒頭) の一文の前半を、「彼 (=家臣) が、彼 (=家臣) (に) は法に従い彼 (=主君) に何か応答(ないし、応訴)

しなければならない(ことがある)、ということ(=主君の主張)に対して(異議を申し立て)身を守っている間は」と改訂して条件文に改め、「たとえ彼(=家臣)が代言人なしに何かを話しても」という(AV2・41および2・42とのつながりを明らかにする)一文を補足した上で、AV(2・44・b・冒頭)の後半を主文に改めることにした。——以上の推定がそれである。

しかし、この改訂や移置の移動に関連してさらに注意しなければならないことが二つある。①「レーン法」のc-cの件の前半(=条件文)の改訂は(前註・14で引用した)ラント法3・30・1(後段)にもとづいて行われた、と推定されること。②AVの後半(=条件文)と「レーン法」のc-cの件の後半(=主文)には、文言上は(ほぼ)同じに見える(non) *respondit* と (nicht) *geantwardet havet* の語が用いられているが、前者は(前註・23で述べたように)「応答する(ないし、しない)」という意味であって、「応訴する(ないし、しない)」という含意が(ほとんど)ないのに対して、後者は(前註・14で述べたように)むしろ「応訴したことになる(ないし、ならない)」という含意の方が強いこと。——以上二つのことがそれである。

67・6<sup>1)</sup> a) (代言人の) すべての陳述について、人(=主君)は家臣に、彼(=家臣)は彼の代言人(*vorspreke*)<sup>2)</sup>の言葉を承認する(*je*)<sup>3)</sup>か(どうか)、問うべきである。代言人<sup>2)</sup>が言い間違える(ないし、間違えた)(=家臣の言葉・真意を正しく述べなかった)(*misse spricht*)<sup>4)</sup>場合には(ないし、場合でも)、家臣が彼(=代言人)の言葉を承認し(*jet*)<sup>5)</sup>ない限り、それ(=代言人の言葉)が彼(=家臣)に損害(ないし、不利益)を与えることはない(*scadet eme richt*)<sup>6)・a)</sup>

AV2・43・a<sup>1)</sup> a) (代言人の) すべての陳述について、家臣は彼の代言人(*prolocutor*)<sup>7)</sup>の言葉を(自分の言葉として)承認する(*profitatnr*)<sup>8)</sup>か(どうか)問われるべきである。彼の代言人<sup>7)</sup>の懈怠(*negligentia*)<sup>9)</sup>は、(彼=家臣が)その者(=代言人)の言葉を(すでに)承認し(てしまっ)たのでない(*confessus non fuerit*)<sup>10)</sup>限り、家臣に損害を与える(*damnabit*)こと(に)は(なら)ない。<sup>11)・a)・12)</sup>

1) このレーン法67・6は、前条(=67・5)を承けて、(家臣による)代言人の陳述の承認(の手續)に関する条項であるが、AV2・43・aと(ほぼ)逐語的に対応しており、両者はまったく同旨のことを述べている。(なお、前条への註・28で述べたこととの関連で一言しておくとして——。AV2・43・aの直前に位置するのは2・41と2・42であり、(レーン法67・5のc-cの件に組み込まれた)AV2・44・b(冒頭)はもっと

後に位置している。しかし、AV 2・41と2・42は、いずれも「代言人」の問題を扱っているため、AV 2・43・aも先行諸条項とのつながりの点では問題がない。

- 2) この箇所の *vorspreke* の語は、AV (註・7の箇所) の *prolocutor* に対応しているが、それについては前条(レーン法65・5 = AV 2・41、2・42、2・44・b・冒頭)、註・4と20を参照されたい。
- 3) この箇所の *jen* の語は、AV (註・8の箇所) の *profiteri* (in) に対応しているが、「レーン法」ではもう一度後註・5の箇所に姿を見せる。後註・5と8を参照されたい。
- 4) この箇所の *misse-spreken* の語は、AV (註・9の箇所) の *negligentia* に対応しており、「レーン法」で後者を(より)具体的に書き改めたものと考えられる。後註・9を参照されたい。(なお、前出レーン法14・1 (= AV 1・39、1・40) の (AV にはない、つまり「レーン法」で補足されたと目される) 件(註・7の箇所) には *misse-dun* の語が姿を見せる。この語を同条の邦訳では、「不法行為を働いて(て損害を与え)た」と訳しておいたが、同条の *misse-dun* は(砕いて言えば)「間違ったことをする」と言い換えることのできるものであり、本条の *misse-spreken* の語も、同じように「間違った(=家臣・本人が代言人に述べたのとは異なる)ことを言う」、と言い換えることも可能である、という点に注意されたい)。
- 5) この箇所の *jen* の語は、(前註・3の箇所のそれとは異なり)、AV (註・10の箇所) の *confiteri* (in) に対応している。それについては後註・10を参照されたい。
- 6) この箇所の *scaden* の語は、AV (註・12の箇所) の *damnare* に対応している。その点については後註・11を、また(その点をも含む)このレーン法67・6(全体)については後註・12を参照されたい。
- 7) この箇所の *prolocutor* の語は「レーン法」(註・2の箇所) の *vorspreke* に対応しているが、それについては前註・3を参照されたい。
- 8) この箇所の *profiteri* (in) の語は、「レーン法」(註・3の箇所) の *jen* に対応しているが、それについては前註・3と後註・10を参照されたい。
- 9) この箇所の *negligentia* の語が「レーン法」(註・4の箇所) で *misse sprikt* と(独)訳されたのである。それについては前註・4を参照されたい。
- 10) この箇所の *confiteri* (in) の語が、「レーン法」(註・5の箇所) で(前註・8の箇所の *profiteri* (in) と同じく) *jen* と(独)訳されたのである。それによって、(本条ないし AV では) *profiteri* (in) と *confiteri* (in) の語がもともと(少なくとも、基本的には)同義に用いられていた、と考えることができるであろう。
- 11) この箇所の *damnare* の語が「レーン法」(註・6の箇所) で *scaden* と(独)訳されたのである。それによって AV (ではこの箇所だけに姿を見せる、この) *damnare* の語が「損害を与える」という意味で用いられていることが判るであろう。(なお、T. F. NIERMEYER, *Mediae Latinitatis Lexicon Minus*, Art. *damnare*, 3. (S. 300) には、“*endommager, causer des dégâts à qqch. — to damage, to hurt*” という語義とその用例が

挙げられている)。

- 12) 以上の検討によって、AV2・43・aとレーン法67・6が(ほとんど同じ表現で)同じことを述べていることは明らかであろうが、两条項(全体)について次のことを付け加えておきたい。

ラント法1・62・7(前半)は、「裁判官はその者(=原告、ないし、被告)に、彼(=その者)は代言人の言葉について承認する(je)か(どうか)、常に問うべきであり…」と述べ、またラント法3・14・1は、「その者(=犯罪のかどで訴えられた者)が彼の代言人の言葉を承認し(jet)ないならば、その(=それを承認しない)間は彼は彼の代言人の言葉(から)の損害なしに(=損害を受けずに)すむ」と言う。このラント法の两条項でも述べられていることが、本条(レーン法67・6=AV2・43・a)の「ラント法版」であることは明らかであろうが、すでにAV2・43・bでレーン法67・6と(まったく)同旨のことが述べられていることを考えると、ラント法1・62・7(その後半については、次のレーン法67・7=AV2・43・a、2・44・aの項で取り上げる)と2・14・1は、このAV2・43・aをもとにして書かれたものと推定できる(ないし、すべきな)のではないか。——以上のことがそれである。

お断り：本誌55巻6号と56巻1号には(別に)「論説」を掲載するため、また56巻2号から4号までは個人的な事情によって、本稿の掲載はいったん中断し56巻5号から再開する予定である(石川)。